

## 第 2 回定例会会議録

令和 8 年 6 月 5 日（金）

開 議 午 前 1 0 時 0 0 分

○議長（内堀喜代志君） これより本会議を再開します。

本日、暑くなることが予想されますので、随時、上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は 14 名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

### ―― 日程第 1 一般質問 ――

○議長（内堀喜代志君） 日程に従い、一般通告質問を続行します。

順次発言を許可します。

なお、本日の一般質問の質問者は、午前 2 名、午後 3 名の計 5 名とします。

| 頁   | 通告番号 | 氏 名     | 件 名                                                  |
|-----|------|---------|------------------------------------------------------|
| 122 | 6    | 池 田 る み | こども家庭センター事業の充実について                                   |
|     |      |         | アピアランスケア助成事業の拡充について                                  |
|     |      |         | 住宅確保要配慮者支援の充実について                                    |
| 137 | 7    | 市 村 千恵子 | 保育園給食の主食持参を園提供へ                                      |
|     |      |         | 生ごみ処理機購入補助の再開を                                       |
|     |      |         | 太陽光発電・蓄電池設置の補助を                                      |
|     |      |         | 加齢性難聴者の補聴器購入補助を                                      |
| 155 | 8    | 中 山 温 夫 | こども家庭センターの相談件数と今後の事業展開は                              |
|     |      |         | 放課後児童デイサービスの整備状況と今後に向けての考えは                          |
|     |      |         | GIGAスクール構想の総括と今後の展望は                                 |
| 168 | 9    | 内 堀 綾 子 | 給食費無償化に関連し、非喫食者・不登校、フリースクールや私立・町外通学の子を育てる世代への対応方針を問う |

|     |    |      |                             |
|-----|----|------|-----------------------------|
|     |    |      | 町政運営『帰ってきたくなる町』になるための施策について |
| 187 | 10 | 徳吉正博 | 南北小学校、中学校のウェルビーイング教育について    |
|     |    |      | 各小学校、中学校の通学路について            |
|     |    |      | 南北小学校、中学校の児童の見守り活動について      |
|     |    |      | お墓事情について                    |

通告6番、池田るみ議員の質問を許可します。

池田るみ議員。

(13番 池田るみ君 登壇)

○13番(池田るみ君) おはようございます。通告番号6番、議席番号13番、池田るみです。本日は3件について質問をいたします。

早速ではありますが、1件目のこども家庭センター事業の充実についての質問に入ります。

かつて、日本には地域で子どもを育てるという文化があり、親だけではなく祖父母や近所の人たちが子どもの成長を見守り、何かあれば助け合いました。

しかし、現代では核家族化が進み、親が孤立して育児をするケースが増えており、子育ての負担が親だけに集中する、育児のストレスが増す、地域のつながりが薄れるといった課題が生まれております。

また、以前は出産時には身近な出産経験者や家族が寄り添い支えてくれましたが、現代は祖父母世代が介護や仕事が忙しいなど、様々な社会変化によって産後のお世話の手が足りないケースが増え、産後の母親は赤ちゃんのお世話で精いっぱい疲れていても休まず、不安を感じても我慢して頑張り過ぎてしまいます。

そんな中、町は平成30年4月より子育て応援ヘルパー派遣事業を開始し、家事、子育て等に対し不安や負担を抱える子育て家庭や、令和7年8月27日に要綱が改正され新たに妊産婦、ヤングケアラー等で支援が必要と認められる家庭を訪問し支援をしています。

この子育て応援ヘルパー派遣事業の訪問支援内容は、日常の家事に関することと育児支援に関することの2種類があります。

日常の家事に関することには食事の準備、洗濯、掃除や買い物の代行支援等があ

り、育児支援に関することには授乳の準備及び介助、沐浴の介助、宿題の見守り、外出時の補助等となっております。

また、利用回数は1回の利用につき2時間以内で1日2回を限度とし、月15回以内となっております。また、利用者は1時間につき500円の自費負担があります。

子育て応援ヘルパー派遣事業の利用状況や課題をお聞きます。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お願いします。

子育て応援ヘルパー派遣事業は、妊娠期から出産直後の支援と育児不安の軽減を目的として、社会福祉協議会に委託し実施しております。

令和4年改正児童福祉法に適應するため令和7年8月に本事業の要綱を改正し、対象を1歳未満の乳児を養育している保護者から、妊娠期から18歳未満の児童を養育している保護者までに拡大しました。

令和7年度の利用状況は、述べ件数103件、実利用者4名です。

事業内容は、家事援助や授乳の準備及び介助、沐浴の介助、宿題の見守り等の育児サポートなど、多様なニーズに対応しているところでございます。

本事業の課題ですが、委託している社会福祉協議会は介護保険制度に基づくヘルパー派遣事業を主要事業としており、介護保険対応業務が優先されるため、最大でも月に3名程度の対応にとどまっているのが現状でございます。

これに対応するため、昨年度から他事業所へ働きかけ等も行っており、今後も妊娠期から子育て中の各家庭の実情に応じた支援体制の整備に努め、本事業のさらなる拡充を図ってまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○13番（池田るみ君） 今、課題を伺ったわけですが、私が考える課題の一つには育児支援にあると思います。

現在、子育て応援ヘルパー派遣事業は御代田町社会福祉協議会に委託をしており、支援員は高齢者等を支援するヘルパーさんであることから、お子様に触れて支援ができません。例えば、おむつ替えや沐浴も準備や介助までとなっております。

昨年４月、公明党東信総支部女性局は、佐久市の産後ドゥーラお二人の方と意見交換を行いました。

産後ドゥーラとは、一般社団法人ドゥーラ協会で３０講座以上の研修を受け、試験に合格をし認定を受けた産前産後の女性特有のニーズに応え、家事や育児等のサポートを行う有資格者であります。

産後ドゥーラは、産前産後の女性に寄り添い、家事や育児など様々なサポートをいたします。家事サポートでは、料理、掃除、洗濯など日常の家事を中心にお手伝いをします。

そして、育児サポートでは、沐浴や抱っこ、おむつ替えといった赤ちゃんのお世話のほか、上の子と遊んだり、ご飯を食べさせたりといったお世話もします。そのほか病院の通院、健診の付添いや赤ちゃんとのお出かけにも同行いたします。

専門的な知識を持ち、家事、育児、料理はもちろんのこと、女性が望むケアをタスクの垣根なく包括的なサポートを柔軟に行っております。

産後ドゥーラの支援を受けることができるようになれば、お母さんはドゥーラさんに赤ちゃんのお世話をしていただく間、ゆっくりと睡眠を取ることができるようになり心身の回復にもつながります。

育児支援の充実に産後ドゥーラを委託先に加えることはできないのか。お伺いします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えいたします。

町では、令和７年度のこども家庭センターの対応実績から、育児に不安や悩みを強く感じている保護者が約２７％であることを把握しており、このニーズに対応するため令和８年４月より養育支援訪問事業を開始しております。

この事業は、助産師が家庭を訪問し、専門的相談支援や育児的援助により保護者の心身のケアを支援するものです。

産後ドゥーラは、子育て応援ヘルパー派遣事業と養育支援訪問事業を合わせた総合的なサポートを提供する有資格者であり、社会資源として保護者にとって心強い存在であることは理解しております。

しかしながら、県内の資格者数は７名、近隣では佐久市に２名ということで限定

的な状況にあります。

これらの課題を踏まえて、今後、健診や新生児訪問の際にアンケート調査を実施し、保護者ニーズを把握した上で産後ドゥーラの導入を含めた子育て支援策について検討してまいります。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○13番（池田るみ君） 飯田市では、産前産後支援事業といたしまして1,000円の助成券を発行しており、利用できる事業所の一つに産後ドゥーラの登録があります。

また、全国では、双子や三つ子などの多胎児支援に活用する自治体があるなど、産後ドゥーラの活躍する場も増え、産後ドゥーラの育成の支援に乗り出し、資格取得へ補助金を出している自治体もあります。

今回は、子育て応援ヘルパー派遣事業ということで質問をいたしましたが、いろいろと課題もあるようではあります、実際にほかの支援事業ではありますが行っている自治体もあります。

課題解決ができれば多胎児支援や産後ケアなど、ほかの支援をしていただくこともできるのではないのでしょうか。子育てに対し不安や負担を抱える子育て家庭への支援の充実を願います。

次に、こども家庭センターのソーシャルワーカーについての質問に入ります。

こども家庭センターでは、虐待をはじめ様々な困難に直面する家庭に有資格者の職員が対応し支援につなげていただいております。

また、本年は、親子が安心して集い、遊び、同時に専門職に相談できる一体型の居場所を創出し、児童虐待防止や子育て世帯が孤立しないよう支援するとし、現在、御代田町地域子育て支援拠点事業「こども室内あそびば整備業務」について公募型プロポーザルで進められております。

2022年6月に成立いたしました改正児童福祉法に基づき、児童虐待の相談件数が増加する中、専門性が高い人材を育成するため、2024年度、新たな公的資格であるこども家庭ソーシャルワーカーの認定資格が創設されました。そして、2025年3月に初めて全国で703人が登録されました。

また、こども家庭庁は、昨年7月、こども家庭ソーシャルワーカーの計画的な養成と補助金の積極的な活用を促す依頼文書を自治体に出しております。

こども家庭ソーシャルワーカーの役割と期待されることは何か伺います。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えいたします。

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯が顕著化している現状を踏まえて児童福祉法が令和４年度に改正され、こども家庭ソーシャルワーカーの認定資格が創設されました。

こども家庭ソーシャルワーカーの役割は、課題を抱える家庭への相談支援や地域資源に関する情報提供及び関係機関との調整です。ソーシャルワークの専門性を身につけた人材が保育園等の児童福祉施設や教育機関等の身近な場所で活躍することが期待されています。

子どもたちに近い地域で資格を有する者が支援することは虐待や貧困などの問題の早期発見、早期支援につながり、地域において資格取得者が増加することは子どもたちの権利や家庭の福祉向上につながるものと考えております。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○１３番（池田るみ君） こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得条件には、社会福祉士や精神保健福祉士、保育士などの資格を有している方で児童福祉に関わる相談業務を２年以上経験のある方です。

資格取得には、所持する資格や相談援助の実務経験の年数に応じ指定の研修を最低でも１００時間受ける必要があります。

政府は、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を促すため、研修受講費等の資格取得費用に対する補助として資格取得のための研修に参加する場合に旅費や研修受講料、研修受講者の勤務先において代替職員の確保をするための雇用費を国は補助基準額の３分の２の補助をいたします。

また、資格を取得した職員への手当を１人当たり月２万円など、費用を自治体に補助しています。

こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得ができる職員の人数と養成の考えをお聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えいたします。

町では、こども家庭センターの社会福祉士２名が指定研修１００時間以上の受講をすると資格認定試験を受けることが可能でございます。

養成については、国において児童虐待防止対策等総合支援事業補助金を行っており、研修受講料、受講時の旅費、職場での代替職員雇い上げ費用の支援がありますが、現実的には児童虐待相談対応などの専門性が求められ、代替職員での対応が難しい業務です。

資格取得には１００時間以上の研修受講が必要となることから、地域における研修実施環境の整備を含めて受講に関する支援の拡充について、県、国に対して要望してまいりたいと考えております。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○１３番（池田るみ君） こども家庭ソーシャルワーカーの研修ができる大学など実施機関は、全国でもまだ少なく県内にもありません。研修は対面だけでなくオンラインの部分もありますが、資格取得促進には県内の大学などで研修ができるようになるなど、希望者が研修を受けやすい環境整備が進んでくることも必要です。これにつきましては、昨年１１月、公明党長野県本部女性局で阿部県知事に要望をいたしました。

こども家庭庁のホームページに福井県高浜町や北海道の安平町で資格取得をした職員の方の声がありました。「研修を通じてソーシャルワークという分野において知らないことがたくさんあったことに気づきました」「資格取得により、よく見える眼鏡を手にしたように感じています。研修を通じてソーシャルワークを体系的に学んだことでこれまで気づけなかった点に目が向けられるようになり、対象者の理解が深まるとともにアセスメントの視点も広がりました」などの声から、資格取得により効果があることを感じました。

しかし、やはり環境がまだ整っていないということで難しい部分があるのかなというふうには感じますけれども、ぜひ、環境がだんだんと整ってくると思いますので、そのときにはまた考えていただくことを望みます。

では、次に２件目のアピアランスケア助成事業の拡充についての質問に入ります。

がんは、生涯約２人に１人経験すると言われており非常に身近な病気となっております。がんの早期発見と医療の進歩により、がん患者やがん経験者の皆さんの中にも社会で活躍をされている方が増えております。

一方で、手術による傷跡、脱毛や乳房の喪失など、がん治療に伴う外見の変化はがん患者さんの苦痛となることがあります。

町は、がん患者の方の就労、社会参加等を支援するため、治療に伴う外見の変化を補完するウィッグや乳房補整具等の購入費用の補助を県の補助金を活用し、令和５年からアピアランスケア助成事業を開始いたしました。

助成対象補整具は３区分あり、１区分はウィッグなどの頭髮補整具、２区分は人工乳房や補整パッドなどの乳房補整具、３区分は補整用人工物のその他となっております。

まず初めにお聞きします。

助成事業が開始されてからの区分ごとの助成状況をお聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えいたします。

御代田町のがん患者へのアピアランスケア助成事業は、長野県が令和５年度からがん患者の方の就労、社会参加等を支援するため、治療に伴う外見の変化を補完する頭髮補整具ウィッグや乳房補整具等の購入費用の一部助成を実施する市町村への支援を開始したことを受け、当町におきましても令和５年４月１日以降に購入した補整具から対象とすることとしております。

池田議員からは、支援制度開始前にご質問いただき、後押しをしていただいたことにつきまして心より感謝する次第でございます。

ご質問の令和５年度から令和７年度までの助成対象区分別の助成状況についてお答えいたします。

令和５年度は、頭髮補整具５件の９万４,０００円、乳房補整具２件の３万４,０００円、計７件の１２万８,０００円でした。

令和６年度は、頭髮補整具５件の９万８,０００円、乳房補整具１件の７,０００円、計６件の１０万５,０００円でした。

令和７年度は、頭髮補整具４件の７万円、乳房補整具１件の２万円、合計５件の９万円でございます。

３年間の傾向としまして、頭髮補整具が全体の約８割を占めている状況でございます。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○13番（池田るみ君） アピアランスケアの助成額は、助成対象補整具の区分ごとに購入費の2分の1で上限額は2万円となっております。頭髮補整具のウィッグは高額であり購入費の2分の1は上限額2万円を超えることが多く、個人負担が多くなっております。

先日、がんの抗がん剤治療をしている方からアピアランスケア助成金についてご相談がありました。

その方は、週1回、抗がん剤治療をしており幾つかの副作用が出ているということでした。その一つが髪の毛が抜けてしまうということでウィッグの購入を考えたそうですが、町の助成金2万円では個人負担が大きく購入をやめたそうです。そして、現在は病気になる前に購入をしていた帽子をかぶり生活をしているということでした。

また、その方が紹介された医療用ウィッグは4万円ほどからあるようですが、安価なものはウィッグを自分で洗うことができなかったり、洗うことができたとしても形が崩れてしまったりすることがあるようで、長く使用するためにはある程度の金額の物を購入しなければならないということでありました。

そこで、私も実際に医療機関で2社の医療ウィッグのパフレットを頂いてきました。1社は人工毛の物で1万6,500円、ミックス毛では3万8,000円、人毛では15万円。もう1社は合成繊維の3万9,600円から人毛ミックスの25万3,000円までに7種類があり、蒸れにくく臭いが気にならないものは11万円から、お湯で洗えるものになりますと23万1,000円からとなり高額でした。また、両社ともオーダーメイドになりますともっと高額となっております。

ウィッグ購入費には幅がありますが、毎日使用するには少し費用をかける必要があり、今回ご相談をいただいた方のように購入をやめている方もいらっしゃるよう感じます。

隣の軽井沢町では、ウィッグについては上限額を5万円としております。頭髮補整具のウィッグの上限額の引上げについて考えをお聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えいたします。

物価高騰の影響で商品の値上げがある場合は引上げも考えるところでございますけれども、製品製作工程、原価コスト、物流コスト等の見直しで医療用頭髮補装具は求めやすい価格にて市販されている状況であります。

令和５年度からの平均購入単価を見ますと、令和５年度が約６万９,０００円、令和６年度が５万６,１００円、令和７年度は約４万６,０００円と、それぞれ仕様は異なるものの補助金を除く自己負担額の減少傾向が伺えます。

したがいまして、物価高騰の影響による引上げの必要性は現段階ではないものと考えておりますが、過去の利用者からまたご意見をお伺いし、より利用しやすい制度へと検討していきたいと考えております。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○１３番（池田るみ君） なかなか難しいのかなと思っております。物価高騰による高騰はないということで、やはり利用する方も増えている中で価格等も下がってきている傾向はあるのかもしれませんが、やはり２万円の負担では先ほどもお話ししましたように諦めている方もいらっしゃいます。

また、過去の利用者にも聞いていただくということもありましたので、ぜひ聞いていただきながら、また考えていただきたいと思います。

アピアランスケア助成事業の対象はがん患者に限られておりますが、病気による脱毛に悩まれている方も多いのではないのでしょうか。

現在、脱毛症患者は約２００万人と言われており、自己免疫疾患の円形脱毛症は頭部に円形に抜けてしまうだけに限らず、症状が重症化した場合は頭部全体に広がったり、眉毛やまつげ、全身の体の毛も抜け落ちてしまいます。

患者の男女差はなく全年齢に発症をいたしますが、特に２０代から３０代の若年層に多く見られ、約２５％が１５歳以下です。

近年は有効な治療薬もありますが、脱毛期における生活の質の維持としてウィッグや医療用帽子が推奨されております。

佐賀県みやき町では、４歳の女の子が突然、髪や眉毛、まつげまで抜け落ち、周りからからかわれ、大好きな保育園に通うことができなくなりました。

これを受け、町議が定例会においてがん患者のみだったアピアランスケア助成の支援拡充を強く要請し、令和４年度から円形脱毛症などがん以外の疾病の方にも対象を拡大しております。

これまで当たり前のものとしてあった髪の毛が突然抜け落ちてしまったときのショックなど、不安定な精神状態を少しでも緩和する手段として、また学校生活や社会生活を送っていく上でウィッグは重要な役割を担っております。

脱毛症患者へ対象拡大の考えをお聞きます。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えいたします。

本事業は、冒頭で申し上げたとおり長野県が市町村へ支援を開始したことがスタートであり、がん患者の方へのアピアランスケアを目的としております。

議員ご質問の脱毛に悩む方に対しては、脱毛症の程度や医学的判断基準など難しい課題がありますので、県や県内市町村の動向を注視しながら必要に応じて対応していきたいと考えております。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○13番（池田るみ君） がん患者以外の脱毛症などの病気で外見に悩む方へ向けてのアピアランスケア助成対象の拡充についても、昨年11月、県へ要望をさせていただきました。

また、その後、本年2月の県議会定例会の一般質問で公明党の清水純子県議が質問、阿部知事は実施主体の市町村へ必要性などの問題提起をさせていただきながら、共に考えていきたいという答弁でありました。

また、頂いてきたパンフレットによりますと、円形脱毛症による脱毛は脱毛の箇所の大きさや頭皮の状況により提案をいただけるようですが、脱毛の部分の進行や変化に対応できる頭部全体をカバーするタイプのウィッグが安心ですとあります。

円形脱毛症は難治性の病気であり、がん治療による脱毛と同じように外見の変化や病気そのものを人に知られたくないとする心理などにより、多くは不安定な気持ちとなり社会生活が困難になりがちで、人生の質、生活の質に大きな影響を及ぼします。

アピアランスケアの対象拡充で外見のケア支援により不安定な精神状態を少しでも緩和し社会生活ができますように、先ほども答弁にありましたように県とか市町村とまた考えていただきたいと思います。

2件目の質問は以上で終わりました、3件目の住宅確保要配慮者支援の充実につ

いての質問に入らせていただきます。

住宅確保要配慮者の高齢者や障がい者、所得の低い方への居住支援には公営の町営住宅はなくてはならない制度となっております。しかし、町の町営住宅は平和台団地と桜ヶ丘団地とありますが平和台団地は新規入居を行っておりません。

現在、新規入居が可能な桜ヶ丘団地は、年２回、前期の２月と後期の９月に募集を行っておりますが、令和８年２月の募集は満室のため入居待機者の募集となっております。

また、昨年、桜ヶ丘団地に入居を希望する方からご相談があり、建設水道課の都市計画係の職員にお聞きしたところ、入居待機者はいるが待機有効期間内には何とか待機者全ての方に入居の案内ができる見込みであるということでありました。しかし、やはり町営住宅に入居を希望する方が増えていることが伺えます。

桜ヶ丘団地の入居までの流れは、申込み資格の審査を経てからくじ引きによる抽せんを行い申込者の入居の順番を決定し、応募から半年間に入居可能な住戸が用意できた場合にその順番の早い方から案内をしているということではありますが、現在の入居状況と入居待機者数をお聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

町営住宅桜ヶ丘団地につきましては、平成５年度から平成１４年度に建築した７棟１０２戸を管理しております。

入居者の募集につきましては、原則として、年２回、２月と９月に実施しております。募集時に空き部屋がない場合、または空き部屋数を上回る申込みがあった場合には、公開抽せんにより入居順位を決定しまして待機者として登録をしております。

その後、退去等により空き部屋が生じた際には、待機者名簿の順位に基づき、順次、入居案内を行っております。

現在の入居状況につきましては、入居世帯数９６世帯、入居待機世帯数３世帯となっております。また、現在の空き部屋数は６戸でございます。入居に向けたハウスクリーニング、修繕工事を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○13番（池田るみ君） 現在96世帯が入っていて3世帯が待機をしているという中で、6戸が空き、ハウスクリーニングをしているということで、この3世帯は、順次、入れるという状況が分かりました。

現在、平屋の平和台団地の住宅は新規の入居はできないことから、3階建ての桜ヶ丘団地の入居に限られております。高齢者の方や障がい者の方が2階や3階の入居となりますと階段の上り下りが大変な方もいらっしゃいます。

桜ヶ丘団地は全部で102戸で1階は34戸、1階が空室となることは限られており、待機者はくじ引きの順番で空いた部屋からの案内となることから、高齢者や障がい者の方もタイミングがよければ1階に入居することはできますが、階段の上り下りが大変な方でも入居を待つことができない方は2階、3階の部屋へ入居を余儀なくされている方もいらっしゃいます。

また、高齢者の方の中には、順番で2階、3階の案内となった場合、入居を見送り、次の案内まで待つということを繰り返し、半年間の待機期間内に1階へ入居ができなく改めて申込みをする方もいらっしゃるようです。階段の上り下りの必要のない平和台団地の住宅へ新規入居ができないことから、高齢者や障がい者の方の桜ヶ丘団地へ入居には少し対策が必要と考えます。

高齢者や障がい者の方で階段の上り下りが大変な方へ1階への優先入居やエレベーターの設置などについての考えをお聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

公営住宅につきましては、公営住宅法第1条に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進を図ることを目的としております。

また、入居者の選考につきましては、公営住宅法及び御代田町営住宅管理条例に基づき、公平性、公正性を確保した上で実施する必要があることから、原則として公開抽せんにより入居順位を決定しております。

桜ヶ丘団地につきましては、全棟が3階建てであり、エレベーター設備がなく階段利用を前提とした構造となっております。このため、高齢者や障がい者の方につ

きましては1階住戸を優先的に案内したいところではございますが、入居希望者数や空き家状況との関係から、必ずしも希望どおりの住戸を案内ができない場合もあります。

また、後づけによるエレベーター設置につきましては、建物の構造上、設置スペースの確保や構造の安全性、耐震強度などの課題があることから実質的に対応が困難な状況があります。このようなことから、高齢者や障がい者の方が長期的かつ安心して居住する上では建物構造上や設備面に課題があるものと認識しております。

今後につきましても、公営住宅法及び町営住宅管理条例の趣旨を踏まえながら、住宅に困窮する方へ適切に住宅を供給してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○13番（池田るみ君） やはり住宅法などいろいろなところでなかなか町営住宅への高齢者の皆さんや障がい者の皆さんの優先入居とか、またエレベーター設置についても構造上、厳しいということが分かりましたので、次の住宅セーフティネット制度を使ってはどうかということで質問をさせていただきます。

住宅セーフティネット制度とは、高齢者や障がい者、所得の低い方など住まい探しが困難な方の入居を拒まない民間賃貸住宅を登録し、安定した住まいの確保と家賃の補助などの支払いを行う仕組みです。

住宅セーフティネット制度の3本柱は、賃貸住宅登録制度と大家さんへの改修支援、そして入居者の支援です。

長野県では、居住支援協議会を設置し住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅の賃貸人に対し制度の周知や居住支援を行っております。

また、大家さんが行う改修工事、バリアフリー化、耐震改修、間取り変更などについては国より直接補助があり、予算の範囲内で費用の一部を補助しています。

令和6年の通常国会において住宅セーフティネット法等が一部改正され、令和7年10月1日に施行されました。改正内容は3点を柱に、その1つに住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化があります。

具体的には、市区町村による住宅部局と福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体などで構成する居住支援協議会の設置を促進し、住まいに関する相談から入居前、入居中、退去時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域

における総合的、包括的な居住支援体制の整備を推進とあります。

住宅要配慮者が安心して生活を送るための基盤となる住まいを確保できるように賃貸住宅に円滑に入居するための環境設備へ、町でも建設水道課と保健福祉課や関連機関が連携していく必要があると考えます。

市区町村による居住支援協議会の設置は努力義務となっております。居住支援協議会の設置についての考えをお聞きます。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お願いします。

居住支援協議会は、高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅確保が困難な方々、いわゆる住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へスムーズに入居し、安心して暮らせる環境を整えるため、自治体、不動産関係団体、福祉団体などが連携し住まい探しの相談や入居後の生活支援を担う組織です。

長野県では、現在、長野県居住支援協議会、事務局は県の建築住宅課になります。長野市の居住支援協議会は長野市の住宅課が事務局でございます。それと南佐久居住支援協議会は小海町の社会福祉協議会が事務局となっており、3団体が設置されております。

一番近い南佐久居住支援協議会は令和3年に設立され、小海町社会福祉協議会が事務局を担っておりますが、南佐久郡では民間賃貸住宅が少ないため、主に小海町における町営住宅の入居の調整や入居者の見守りを実施しております。

なお、対応件数は年間2件ほどと民間賃貸住宅が少ないことから本制度の利用が少なく、また、できることが限られてしまうことが課題となっているということでございます。

当町においては、これまで住宅部門の担当である建設水道課と福祉部門の担当である保健福祉課との間で住宅確保要配慮者などに係る連携というものはありませんでした。

しかしながら、高齢化の進展や単身世帯の増加など社会における生活の形態が大きく変化してきている中で、今後、住宅の確保に配慮が必要な方への支援は町にとって大きな課題になってくるのではないかと考えております。

協議会設立には町だけではなく様々な団体との調整が必要なため、今すぐに立ち

上げるということは難しいわけですが、建設水道課と保健福祉課との連携はもとより、不動産協会や福祉団体などを交えた居住支援協議会設立について、南佐久居住支援協議会の課題のような他自治体の事例を把握し研究していきたいと考えております。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○13番（池田るみ君） 桜ヶ丘団地の募集に応募する方の中には、やはり様々な事情があり、すぐにでも入居をしたい方もいらっしゃいます。

また、現在は桜ヶ丘団地への新規入居は何とか半年間の待機期間内に案内はできているようですが、セーフティネット住宅への案内も必要になってきているのではないのでしょうか。

しかし、セーフティネット登録住宅の家賃は町営住宅の家賃のように低家賃というわけではなく、所得の低い方の家賃負担は大きくなり入居は難しくなっているように思います。

そこで、賃貸人、大家等に家賃を一部補助することで入居者の家賃負担を軽減する制度、家賃低廉化補助を行っている自治体があります。また、賃貸人、大家さんにとっても家賃がきちんと入ってくるという不安の減少にもつながり、家賃低廉化補助は賃貸人、賃借人の両方にメリットがあると思います。

セーフティネット登録住宅入居の住宅確保要配慮者へ家賃低廉化補助の考えをお聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えいたします。

セーフティネット登録住宅に係る家賃低廉化補助制度は、高齢者、障がい者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の住まいを確保するため、家賃を減額した物件の貸主に対して補助する制度です。

補助額は、1戸当たり月額4万円が上限で、補助期間は入居する世帯の所得や構成によって異なりますが、原則、最長10年とされています。令和7年8月時点で、全国では64自治体がこの制度を設けております。

当町における家賃低廉化補助の考えはとのことでありますが、この制度を導入するには不動産関係団体や事業所との連携が不可欠となるため、先ほどのご質問にあ

りました居住支援協議会の設立と並行して進める必要があると考えております。このことから、こちらも他自治体の事例の把握などが必要です。

家賃低廉化補助ではありませんが、現在、長野県へセーフティネット住宅の登録をすることにより、物件の貸主は国による改修費の補助や融資制度といった支援を受けることができるほか、登録をすることで専用ウェブサイトへ無料掲載され、空き室対策やマッチングの活性化につながれることが期待されます。

このことから、まず町内の不動産関係団体や事業所にセーフティネット住宅の登録制度を広く周知し、登録を働きかけてまいりたいと思います。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○13番（池田るみ君） 長野県の資料を見てみますと、御代田町のセーフティネット住宅の登録の実績はあるようではありますが、セーフティネット住宅情報システムで長野県御代田町と入れて検索をしてみますと、現在、該当物件がなく、住宅要配慮者自身が町内の住宅を探すことは難しいように思います。

多様な住宅要配慮者の居住支援には、住宅に関する建設水道課と福祉面の保健福祉課が連携をしてきめ細やかな対応が必要です。

先ほど答弁にありましたけれども、今までは連携がなかったようですけれども今後はしっかりと連携を取っていただきながら、住居配慮の方が安心して生活を送れるための基盤となる住まい確保へ取り組んでいただき、住宅配慮者が困ることのないことを願いまして、私の一般質問の全てを終了といたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、通告6番、池田るみ議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午前10時52分）

（休憩）

（午前11時05分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告7番、市村千恵子議員の質問を許可します。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 通告7番、議席番号12番の市村千恵子です。4点質問いたします。

まず、１点目ですけれども、保育園の給食の主食持参を園提供へということで質問をさせていただきます。

保育園の給食の主食持参は、もう３０年以上前ですけど私の子育て時代から延々と続いており、長野県では全国で５番目に多いとの報道もあります。

親の負担軽減や温かいご飯の提供、その思いとか、それから夏場はもう３０年前とは気温が全く違ってきております。本当に猛暑で今年も大変なこれから暑い夏を迎えるのかなと危惧するところですが、夏場の衛生面から県内でも園での提供に切り替える自治体も出てきています。

もうそろそろ主食を園提供に切り替える時期に来ているのではないかということで質問をしていきたいと思います。

まず初めに、現在の状況についてをお伺いします。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） それでは、お答えいたします。

公立保育園の主食提供についてですが、現在、御代田町では３歳未満児については「完全給食」として主食、副食全てを園で提供しております。

一方、３歳以上児については主食、ご飯またはパンをご持参いただいております、ご飯の目安はおよそ１１０ｇ、パンは味のついていないもの、食パンやロールパンなどをお願いしております。副食費につきましては、ひと月４，５００円を徴収させていただいております。

また、町内私立保育園につきましては「完全給食」を実施しており、主食費は１，５００円を徴収させていただいているとのことです。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 市村千恵子議員。

○１２番（市村千恵子君） それで、昨年１０月２４日に信濃毎日新聞が報道したわけですが、けれども、「保育園の給食ごはん、家から持っていくの大変 長野県の“謎ルール”に変化の兆し」という見出しで出ていました。保護者から見直しを求める声がやっぱり出ているということなんですね。

県内の公立保育園での給食は、３歳以上の園児には副食のみを提供し、主食のご飯は家庭から持参を求めることが多い。だが、忙しい朝に家庭で用意する負担や食

中毒の懸念などを理由に、保護者から“謎ルール”とも言われるこの制度の見直しを求める声が少なくない。一部の自治体で園での提供に切り替える動きも見られるということですね。

中野市では、昨年の１０月からもう提供が始まっているようです。９月上旬の昼時、中野市たかやしろ保育園の調理室では給食の準備が進んでいた。大型の炊飯器から、炊きたての白米が器一つ一つによそわれていく。ランチルームに集まったのは３歳以上児の約４０人。「温かくておいしい」。ご飯を頬張った年長児の、新聞報道で個人名が出ているんですけど、中島琉空（りく）君、５歳は満面の笑みを浮かべたと。

同市は、公立保育園７園あるそうです。３歳以上児が給食のご飯を家庭から持参していたが、９月の事前練習を経て、１０月から園での提供に切り替えた。炊飯器の購入費など計１１０万円ほどを本年度のということですから、令和７年度の一般会計当初予算に計上したと。

調理を担当する坂口容子さん、５９歳は、「誕生日会など手の込んだ献立の時に作業の負担が増えることが懸念されるが、徐々に慣れていこうと思う」と話したとあります。

本当に長野県は全国で５番目というところなんですけれども、３歳以上児の保育園、幼稚園児が給食の主食を持参する慣例は全国で見られる。保育制度の歴史に詳しい東洋英和女学院大の塩崎美穂教授（保育学）は、「現在の保育制度が形成された戦後間もなくから見直されずにきた」と指摘する。

栄養状態の改善などを目的に給食が始まった当時、食糧難で配給制だった米を各家庭で持ち寄ったのが始まりという。やがて全国で乳幼児保育が普及し、離乳食を園で調理する必要から給食調理室の整備が義務づけられた。

離乳食を食べる子もいる３歳未満児は主食も副食も園で提供するということになったが、３歳以上児には副食だけ提供する形が続いたと。その塩崎教授は保育士の保育基準など、御代田町も国の保育配置基準でもそれを上回ってやっているところには、今、国の制度なのか補助制度、この間の質疑でお聞きしたときにも加配をつける場合は補助するというをおっしゃっていましたが、保育士の配置基準など、保育制度が成立してから長い間見直されていなかった制度は多いわけです。この給食の主食持参もその一つとすると。

一方、主食を園で提供するよう切り替える自治体も近年増えているわけですが、ども、保育施設を運営する「BABY JOB」という大阪市にあるわけですが、全国の1,414市町村を調べたところ、3歳以上児に主食の持参を求める公立保育園がある自治体は、2024年520（36.4%）から、2025年には416（29.4%）と7ポイント減ったとあります。持参を求める市町村の割合が最も高い都道府県は、富山県で78.6%、長野県は63.6%で全国5番目に高かったとあります。同社の担当者は、「当たり前で運用している自治体が少なくないが、決して当たり前ではない」と強調しているわけです。

こども家庭庁によれば、3歳未満の保育園児の給食というのは、家庭で用意するのに手間がかかる離乳食を含む場合があるので、主食は副食と一緒に園で調理し提供されると。今、課長のほうからも説明があったわけですが、一方、ご飯が主食となる3歳以上児は家庭の負担がないとして、持参を求める自治体があるということなんですが、今の時代、なかなか食事というのも変わってきて、昔は本当にご飯はもう朝しっかりと、ご飯、味噌汁が定番だったけれども、今はやっぱりパン食というか、洋風化している状況もある中で、なかなかご飯を持参するというのが非常に今の時代はちょっと大変なのかなという思いでいます。

中野市では、朝パンがやっぱり増えているということで、わざわざ米を炊く手間などから、園での提供を求める声がかねてから保護者から上がっており、市が3歳以上児の保護者に聞いたアンケートでは、回答した351人の約6割が園での主食の提供を希望。市保育課は、保護者の負担軽減につながるとして園での提供を決めたということでもあります。

飯山市も中野市と同様に、飯山市は保護者からの要望を受け、本年度から主食を園で用意する。諏訪市は保護者から必要経費を徴収し、副食も主食も各園で調理、提供している。一方、松本市、佐久市など、パンや麺類といった一部の主食は家庭からの代金徴収をして園で提供し、ご飯は持参を求める自治体もあると。

この県内19市の状況を見ると、今、言ったように県内は19市あるわけですが、3の自治体以外、16市の公立保育園は、3歳以上児に主食の持参を求めているわけです。

園で提供するには大型の炊飯設備を整える必要があるし、「現状の施設での設置場所が確保できない」岡谷市。「全ての園で提供する場合、炊飯設備の整備費用が

多額になる」というのが松本市など、慎重な自治体がいまだに多いわけです。

主食の持参が続く須坂市では、保育園の保護者連合会中心に、主食を園で提供する「完全給食」の実現を求める動きがあるわけです。5歳の息子が公立保育園に通う同市のパート従業員の方、36歳は、「朝の出勤前の時間は忙しく、朝食は調理が短時間で済むパン。保育園の給食のためにだけご飯を炊くのがやや負担に感じる」同じく5歳の息子が通う市内のパート従業員、49歳の方は、「子どもたちには、温かいご飯を安全に食べてもらいたい」と願ったということでもあります。

町もこの間、保護者の方の意向調査を実施したということなのですが、どういう結果になっているのか。お願いしたいと思います。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

公立保育園における保育内容や保育環境について保護者の皆様のご意見を把握するため、令和5年度におきまして両園の保護者を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

その中の1項目としまして主食についても伺っております。アンケート結果から、3歳以上児の主食の持参につきましては、どちらとも言えないを含め約7割の保護者が負担ではないと感じている一方で、負担と感じている保護者も一定数おることはありました。負担と感じる方の意見では、家庭での家事負担と衛生面への懸念が主な理由として上げられています。

また、主食が園で提供される場合の費用負担につきましては、69%の保護者が無償であれば提供希望であることが分かりました。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） やっぱり設問の仕方というのもあると思うんですけど、無料だったらやってほしいというのが約7割ということなので、本当にやっぱりお金がかかるんだったらちょっとやっぱりこれ以上高くなれば考えるかなと、でも無料だったらぜひやってほしいというのが親御さんの思いだと思います。

軽井沢町の保護者のアンケートでは、9割の方が主食の園での提供を望んだそうです。それで、施設の問題が結構大きくあるわけですけども、軽井沢の場合は栄

養士さんに確認したところ炊飯スペースも確保できるということで、この7月21日から試用期間が開始されて、8月からもう完全実施になるわけです。

やはり一番の理由というのがアンケート結果にもあるわけですが、保護者の主食準備の負担軽減、それから衛生面の改善、雨季、夏季等における食中毒のリスクを抑える、食育面でご飯を中心にパンや麺などの献立のバリエーションを増やして食の楽しみを広げていくとか、それから温かい炊き立てのご飯を提供するということなんですね。

本当に主食持参というのは、夏は暑いので食中毒が心配ですし、冬は冬で冷たいご飯を食べるような状況になっている中で、でも軽井沢の場合は主食を開始するわけですが、主食費として1,000円取ると、副食費が4,300円なので5,300円を徴収するというものであります。

本当にこの暑さが深刻な中、特に3歳未満児までは主食もちゃんと出ますけれども、3歳以上児といっても本当に感染症が保育園の場合は様々な、子どもがまだ抵抗力がないという中では大変な状況の中でやっぱり食中毒も心配になるわけです。

軽井沢が提供しているように、やはり食事面で温かい、それから安全、炊き立ての温かいご飯の提供という思いが強く保護者の皆さんはあると思うわけですが、保育園の主食持参を園提供の実施にしていく考えをお聞きしたいと思います。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

市村議員のご指摘のとおり長野県は全国と比較して主食持参の園が多く、県内でも園での提供に切り替える自治体が出てきていることは承知をしております。

県内自治体の状況を調査いたしましたところ、佐久市、小諸市、立科町や人口同規模の辰野町、下諏訪町についてはいずれもご飯を持参していただいております。パンについては保護者会での購入や自治体が費用を徴収するなど、様々な対応をしているところでございます。

また、自治体によってはご飯のみの持参ということでパンの選択肢がないというところもあるようでございます。

一方、軽井沢町につきましては、市村議員のおっしゃるとおり今年度8月から「完全給食」へと切替えを予定されており、副食費を1,000円増額する予定と

のことでございます。

さて、御代田町の主食提供の実現には施設面の課題があり、現状ですぐの切替えは困難であると考えております。公立2園とも自園炊飯を想定した調理室の設計ではないため、大型炊飯設備を設置するスペースが確保できません。現状の設備で主食を調理した場合、副食の調理、提供に支障を来してしまいます。

また、外部委託する場合も、クラスごとの保管ケースに入っている納品は保管場所が確保できない状況でもございます。

衛生管理につきましては、猛暑対策といたしまして保冷剤等の持参を保護者の判断にお任せする運用へと改善を今年度より図っております。

保育士による目視確認や安全管理を徹底しつつ、現行の主食持参は親子のコミュニケーションや食への関心を育む意義もあると認識しているところでございます。

主食提供には施設改修や体制整備など多岐にわたる課題があり、町の財政状況や運営体制を総合的に勘案する必要があるとございます。また、主食を園で提供に切り替えた場合、他園の現状からも各ご家庭の状況にかかわらず一律の費用負担をお願いすることにもなろうかと思えます。

現在は外部委託を含め実現が難しい状況ですが、今後も現状の変化や保護者ニーズの推移を注視し、必要に応じて改めてアンケート調査等を実施しながら検討を続けてまいりたいと思えます。

○議長（内堀喜代志君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 財政的な問題でありますけれども、今、御代田町は小学校、中学校給食費無償化を町長の公約で実施されているわけですが、この4月から国が小学校の5,200円分を負担してくれることになるわけです。

そうしますと、中学校が402人、計算の人数で出しているんですけど、小学校が839人となると2対1の割合で食材費が8,748万6,000円でしたので、大体2対1の割合ですと5,832万円ほど令和8年度においては浮くのかなというふうに思うわけです。ぜひ、そこら辺の財政的な面からもそういった軽減があるわけですので考えていただきたい。

それから、アンケートを取るにしてもやはり無償なのか料金がかかるのかというところでは非常に微妙だと思うんですね。ですからやっぱり次回、今、近隣では保育園も無償化にしているところが出始まっています。近隣の市町村の佐久圏内で。

というところでは次もその件を質問していこうかなと思うんですけれども、やはり無償だった場合は7割の方がやってほしいと、やっぱり衛生面からも温かいものを提供してほしいという思いは強いということは、今回のアンケートで分かったのかなというふうには思っているところです。

では、ぜひとも温かいご飯、それから安全・安心に給食が取れるように、3歳以上児の町の「完全給食」を求めて、次の質問に移りたいと思います。

次は、生ごみ処理機購入補助の再開をということなのですが、生ごみはほとんどの家庭で毎日排出され、これからの季節は本当に虫が湧いたりカビが生えたりと処理が大変になってきます。

町は週2回のごみ収集はありますが、ごみ処理機で乾燥させて衛生的に処理したいと思う声や、それから高齢者の方においては、今、やはり集積所まで持っていくのが大変というような声が多くあります。

ですから、昨年12月に同僚議員が質問されているわけですが、町は浅麓環境施設組合での生ごみ処理を行っているので、以前は実施していたけれども二重投資ということなのでどうかと。二重投資とは言うんですけれども補助金の創設を再び考えるべきだと思うことで質問していきます。

まず初めに、平成11年から平成16年まで御代田町も実施されておりました生ごみ処理機補助が廃止されたわけですが、その廃止された理由と生ごみの実情、現状についてあわせてお伺いします。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

まず、生ごみ処理の実績、現状についてお答えさせていただきたいと思います。

町内で排出される生ごみにつきましては、小諸市、佐久市、旧浅科地区になりますが、それと軽井沢町、御代田町の2市2町で構成されている浅麓環境施設組合が運営する浅麓汚泥再生処理センターで堆肥化し有機肥料として再利用されています。

同センターにおける令和7年度の御代田町分の生ごみ処理実績は、合計で463.03t、前年度比2.8%の減少となりました。内訳といたしましては、家庭系生ごみが約201tで前年度比4.7%の減、事業系生ごみが約260tで前年度比1.3%の減となります。ここ数年は家庭系、事業系とも減少となっております。

ます。

家庭系生ごみの減少要因につきましては、生ごみ指定ごみ袋の販売状況から推察しますと、近年、生ごみ大の販売数量が減少しているのに対し、生ごみ小の販売数量が増加傾向にあります。

これは、ライフスタイルの多様化や核家族化等により各家庭から排出される生ごみの量そのものが変化していることが背景にあると考えております。

次に、生ごみ処理機補助を廃止した理由につきましては、生ごみ処理機補助金は平成11年より開始いたしましたが、平成18年度に現在の浅麓汚泥再生処理センターが供用開始となることに伴い、当補助金は市村議員のおっしゃられたとおり二重投資と捉えられるため、平成16年度をもって補助金を廃止した経緯がございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） その当時なんですけれども、浅麓環境施設組合が生ごみ二重投資ということでおっしゃっているわけなんですけれども、その当時、御代田町は合併をせず自立したということで、自立推進計画の中でも協議されて二重投資ということで補助金制度はなくなったということが以前の議事録の中から出てきたんですけれども、それで、二重投資とおっしゃいますけれどもやはり減量されればそれだけ汚泥センターの負担金というものは実績割でいく部分もありますので、実績が少なくなれば町の負担金も減るわけです。

そういう中で、やはり家庭の中で自家処理、電気もそうですけれども自分の中で自家処理ができるということは非常に重要なのかなというふうに思います。土地があるところは土地に埋めてというのもできますけど、ないところにはやはり電気のごみ処理機で乾燥させて園芸用に使うとかになるわけですけど、ぜひとも、この夏場の中、自分のお家の中に新聞紙にくるんで水を切ってそれで指定の袋というんですけど、今、課長おっしゃったように、大きい袋よりも需要は小さい袋のほうがニーズというか需要ですか、消費が多いというお話がありましたけど、やはり大きいごみにいっぱい生ごみを詰めておくのは回収日まで非常にストレスになると思います。

県下、2026年度、長野県内におきましては77市町村ありますけれども、も

う 6 7 市町村でこの生ごみ処理機の費用補助制度が実施されているわけです。ぜひとも生ごみ処理機の購入補助の再開についての考えをお聞きます。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

令和 7 年第 4 回議会定例会で池田るみ議員からの一般質問でお答えさせていただきましたとおり、浅麓汚泥再生処理センターは構成市町で分担金を出し合い運営をしており、生ごみ処理機の購入補助を実施することは二重投資となるという基本的な考え方に変わりはありません。

当町の廃棄物処理政策は中長期的な視点に基づいており、令和 8 年度からの一般廃棄物処理基本計画においても広域組合との連携による生ごみ堆肥化処理を基本としております。

令和 7 年 4 月議会定例会でお答えさせていただきましたとおり、補助制度の実施ではなく、生ごみの週 2 回収集、月曜日と木曜日の継続、夏季 7 月から 9 月におきましては祝日も収集の対応の継続、生ごみの水切りなど排出時の工夫についての周知、啓発等の対応を引き続き推進してまいります。

ご指摘の衛生的処理について、生ごみの保管による臭い、水切りについてはご意見をいただくことももちろんあります。生ごみの水分はそのごみ量の約 80%とされており、水分をよく切ることで悪臭や腐敗の防止につながることができます。

広報やまゆりでも効果的な水切り方法をご紹介させていただいておるところでございます。今後も皆様へ周知、啓発を継続してまいりますので、ご参考にしていただき、ご理解、ご協力のほどをお願いいたします。

また、高齢者の身体的負担につきましては、確かに重要な課題であると認識しております。ただし、その対応は廃棄物処理政策、今回の生ごみ処理に限られたことではなく、高齢者福祉政策を含めた総合的に検討すべき課題でもあると考えております。地域支え合い体制の強化やボランティア組織等と連携した高齢者の排出支援体制の構築も検討の一つかと考えております。

生ごみ処理機の設置に対する補助制度に関するお問合せも年間数件いただいているのも事実でございます。高齢者の方の排出に係る負担といった点も含め、住民ニーズの推移を踏まえながら補助制度の必要の有無について検討してまいりたいと

考えています。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） ぜひ、検討していきたいということなので前向きに再開を期待いたしまして、次の質問に移ります。

すみません。その前に、去年から町もごみ収集に対して、有料ですけど1回150円ということで月2回、登録すると玄関まで取りに来てくださるということを出ております。

当初予算時は、一応30名を見込んで7万2,000円の予算計上がされていたわけですが、やはりこういうことも一つすごく助かるのかなと思うんですけど、なかなかやっぱり手続きとか本当にこういうところは簡単にできるようにしていただけたらなというふうに思うところです。

生ごみも含めて、全てのごみ、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、資源ごみなどの回収を高齢者65歳以上の独り暮らしとか、ちょっと条件は結構あるんですけども、身体障害者手帳とか療育手帳とか、精神障害者福祉手帳を持参の人とかいろいろあるわけですが、こういうのも利用していただくと。

でも、やはりなかなかこういうところに頼むことよりも自分で処理したいという強い思いというの、ぜひ酌んでいただけたらなと。やっぱり人に迷惑ではないんですけど頼らないで自力で過ごしていきたいという思いというの、ぜひ酌んでいただいて、ごみ処理機導入を考えていただけたらなと思います。

すみません。それでは、次に移ります。

太陽光の発電、蓄電池設置の補助ということでお伺いしていきます。

近隣の市町では、太陽光による自然エネルギーのさらなる普及を図ることによりエネルギーの地産地消を促進し、脱炭素社会の構築に寄与するため太陽光発電設備の設置に対して補助金を交付しています。町も令和2年まで実施されていた経過がございます。

不安定な世界情勢の中、エネルギーの確保というのはますます重要になってきているのかなと思います。太陽光発電設備及び蓄電池設置の補助を再び実施する考えはということでお聞きしていくんですけども、まず、近隣では、佐久市、小諸市、

それから立科町がもう既に実施しています。

お隣の軽井沢町は令和6年で終了しました。というのは、お話を聞くと2023年までの長期振興計画の中で2027年までに513基の数値目標を掲げていたわけですが、令和6年度時点で534基に到達したということで令和6年度でもうこの補助金はなくなってしまって、今は県の補助金をご利用くださいということでホームページには県の補助金が添付されている状況であります。

まず、こういった中、当町も令和2年9月に受付終了となってしまったわけですが、まず初めに廃止した理由について、昨日の千葉議員とダブるかもしれませんが、お答えをお願いします。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

昨日の千葉議員からの一般質問でもお答えさせていただきましたが、令和2年に太陽光発電設備を補助対象外とした主な理由は、固定価格買取制度FITによるものです。FIT制度により太陽光発電で発電した電気を一定期間固定価格で電力会社買い取ることが保証されるようになりました。これにより太陽光発電設備の導入が市場メカニズムで進むようになり、また太陽光発電による売電を目的とした投資としての考えが広く定着したことがあります。

しかし、町の支援目的である地域内での自家消費による脱炭素化の促進と実際の設置目的との間に乖離が生じました。このため制度の適正化を図ったためでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 先ほど廃止した理由ということで、太陽光発電FIT制度で固定価格買取制度という目的が大きかったので、やはり自家消費、脱炭素という観点からはちょっと違ってきているのかなということで廃止したということだったと思うんですが、去る5月12日、突然6時23分頃に停電になりました。長野、松本、安曇野、大町、飯山、県北部から中部の広範囲で最大約4万8,320戸が停電したということであります。

多くは7時ぐらいまでには、順次、復旧したわけですが、最長では1時間

46分という停電だったと次の日の報道もあったように、本当に突然だったので雷鳴もない中でぷつと切れてしまったので、ちょっとどうなったのかなという感じだったんですけれども、ちょっと近所にお話に行ったら停電していないよと言われて、その方は太陽光発電になっていて、それで太陽光発電だからかなと思ったらやはり蓄電池を、しかも自動で切り替える蓄電池を備えてあったので、じゃあちょっと見てくると言って見てくれたら、自動に、今、切り替わっていますというお話でした。中には蓄電池を持っていても一々手動でやるタイプもあるらしいんですけど、その方は自動だったので全く全然関係なくという感じでありました。

ですから、本当にこういうときは重要なんだなというふうに、太陽光発電それから蓄電池というのが、今、言われているわけですが、とても重要なんだなというふうに思いました。

ですから、ぜひともこの蓄電池と太陽光はいざというときに本当に役に立つ中で、近隣町村でも先ほども言ったように、今、お話があったわけですが、太陽光発電それから蓄電池設置の補助というのをぜひ再開すべきだと思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

現在のところ、FIT制度が継続されている限り太陽光発電設備単体での補助再開は予定しておりません。理由といたしましては、先ほどお答えさせていただいたとおり二重補助となると考えるためです。

しかし、太陽光発電の導入目的は、売電型から太陽光発電と蓄電池の組合せによる自家消費型へとエネルギーの自給自足志向が高まっております。

町といたしましても、カーボンニュートラルの実現に向け、再エネの導入促進は極めて重要な課題であると認識しております。

今後の補助制度の在り方につきましては、太陽光発電設備単体への助成ではなく、蓄電池やV2Hと組み合わせた災害時におけるレジリエンス向上や自家消費の最大化に資する仕組みなど、町が目指す脱炭素社会の実現に向けた実効性のある支援策として近隣自治体の事例も参考にしながら検討を進めてまいります。

○議長（内堀喜代志君） 市村千恵子議員。

○ 1 2 番（市村千恵子君） 今後、再開するにしても単体ではなく蓄電池を含む、それから V 2 H などいろいろと組合せというのものもあるわけですが、長野県も令和 8 年度「クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金」ということで信州屋根ソーラー認定業者と販売契約をしたことにより、太陽光発電設備を新規に設置するものとして補助対象が 9 つあるわけです。

その中で、本当に結構あるんですけど、太陽光システムと蓄電池システムを同時に導入する場合の補助金は 2 0 万円とか、太陽光システムと V 2 H 充放電システムと同時に導入する場合は 2 5 万円とか、9 つ用意されております。

また、蓄電池のみを導入する場合、それは既に太陽光パネル設置済みの方ということで、これが 1 5 万円あるということなんですね。

それから、いろいろと 9 つあるわけですが全部読むわけにはいかないので、そういう中で、これから制度設計をしていくということでありましてけれども、本当にやっぱり導入というのは蓄電池最大限の容量を入れると 2 0 0 万円弱になるというお話も伺っているところです。

かなり高額になる中で災害時とか本当に急な停電とかに対応するにはそれほど大きなものは要らないのかな、災害になると、最低、御代田でも 5 日間とか最長で停電が続いたところもありましたよね。台風被害で。

ですから、高額だということで、制度設計するときにぜひ県の補助金と併用できるような制度設計を考えていただけたらなというふうに思うわけです。

県のほうに確認しましたら、県のほうは別に自治体が併用できるということであれば、それはそれで併用できるということですので、やはり町が併用できるとしない限りは併用できませんので、ぜひその点をお伺いしたいと思います。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

既に太陽光発電設備を設置されている町民の皆様が蓄電池を追加設置することにつきましては、先ほどの答弁のとおり自家消費の最大化、災害時のレジリエンス向上、脱炭素化の実現という観点から極めて重要だと考えております。

検討を進めていく中には、既に太陽光発電設備を設置されている町民の皆様が後から蓄電池を追加設置される場合の補助についても、検討の重要な要素としては考

えているところでございます。

補助制度の構築に当たっては、補助対象者の範囲、補助額の設置、補助要件の設定、予算措置など整理すべき課題が幾つかございます。

町といたしましては、県内他自治体の事例、また国、県等の補助制度についても調査、研究を進めつつ検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 市村千恵子議員。

○１２番（市村千恵子君） 蓄電池のことをちょっと、もう既に太陽光は設置していると、蓄電池のみをプラスで導入したいというところもきちんと町は制度設計の中に対象となるように入れていきたいというお話がございましたので、ぜひその点についてお願いしたいのと、それから県との併用ということもぜひ考慮していただきたいということで、次の質問に移ります。

加齢性難聴者の補聴器購入補助をということなんですけれども、加齢性難聴に対する早期発見、早期対応は大変重要で、その後の生活の質にも大きく関わってきます。運動不足や社会的孤立といった認知症につながる１４の因子の中で難聴が最大のリスクとの指摘もあります。

町は、今年度からずくだすポイント制度を実施し、高齢者の社会参加を促す制度を実施しているわけです。難聴が進むと人と会話を楽しむことができなくなるため、やはり早期の難聴の自覚というか病院につなげていくことも必要ですし、適切な医師の判断のもと、やはり早期に補聴器装着することは重要で、認知症の予防につながるということで県内でも３３自治体、通告したときの資料は２０２５年の１１月１０日のものだったわけですけど、それから２つほど増えて、今現在、３５自治体で実施されているようであります。

これも今年の２月２８日なんですけれども、難聴と認知症の理解を深めるということで松本市で医療健康フォーラムが開かれました。「難聴と認知症」をテーマにした医療健康フォーラムが２月２８日、松本市のキッセイ文化ホールで開かれたわけです。

市民約６００人が参加し、音が聞こえる仕組みや難聴が認知症のリスクになることについて理解を深めた。日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会県地方部会、信州大医学部耳鼻咽喉科頭頸部外科の主催、信濃毎日新聞社などが共催ということでありま

した。

同学部の信大の工穰教授は、耳の内部を図で示して難聴が起きる仕組みを解説。愛知医科大の内田育恵特任教授は2024年の研究結果として運動不足や、先ほども言ったように社会的孤立といった認知症につながる14の因子、イギリスの医学誌ランセットの専門家委員会による難聴、喫煙などの科学的根拠に基づく14項目の認知症リスク要因を紹介した2024年度版の報告書というところがあるわけですが、この中の14の因子の中で「難聴が最大のリスクと指摘されている」と強調しているわけです。

松本市の耳鼻咽喉科クリニックの鈴木伸嘉院長は、患者の事例を挙げながら、難聴があっても補聴器などを使って社会に参加し、人とコミュニケーションを取ることの重要性を説明したと。補聴器を使いこなす人は認知症になりにくいとしたとあります。

この3者を交えたパネル討論で、鈴木院長は「集音器は個人に合わせた音の調整はできない」として、やはり補聴器との違いを説明し、工教授は補聴器の使用については「ずっとアフターフォローをしてくれる業者との長い付き合いが必要だ」ということを提案したとあります。

加齢性難聴とは、年齢を重ねるごとに徐々に進行する聴力低下のことを指します。これは自然な老化の一つであり、一般的には40歳代から聴力が低下すると言われています。65歳を迎えると聞こえにくさを感じる人が急激に増え、75歳以上では約半数の方が何らかの聞こえにくさがあるとされています。

この加齢性難聴は高音域から聞き取りにくくなるのが特徴で、具体的に若い女性や子どもの声、電話の着信音などが聞こえづらくなります。また、聞こえにくくなる症状は徐々に進行するため本人が自覚できない場合もあります。

そのために、ぜひとも早期発見、早期治療というか補聴器を装着することが重要なわけですが、やはり町が行う基本健診に聴力検査を入れて早期に専門家に相談できるような体制づくり、適切な対応が取れるような道筋を立てることが重要だと思いますが、まずは町の考えについてお願いします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、難聴は認知症につながる１４の因子の中で最大のリスク要因であることの指摘があり、その重要性については十分に認識しております。

また、今年度から実施しておりますずくですポイント制度により、介護施設や小学校でのボランティアや介護予防教室など、自身の介護予防を目的とする活動への参加を通じて高齢者の社会参加を促進しているところですが、難聴により人間関係が制限されることはこの社会参加の機会を失うことにもつながり、認知症予防の観点からも軽視できない課題であると考えております。

補聴器購入補助事業ですが、県内で３５の市町村が実施していることは承知しておりますが、近隣の軽井沢町、小諸市、佐久市では未実施であり、一番近くでは小海町が実施しており、昨年度実績では２名の利用があったことを確認しました。

本町としましては、現段階では補聴器購入補助事業を実施する状況ではないと考えております。その理由としましては、補助対象者がどれぐらいいるのか、また補助上限額が幾らが妥当なのかといった基礎的な調査が必要になってくるという点でございます。

そこで、補助事業の実施よりもまずは難聴の予兆を早期発見すること、そして難聴が認知症につながるリスクがあることを町民の皆様知っていただくことが重要であると考えております。

その上で、専門医への受診を進めていくことが認知症予防の観点からも効果的であると考えております。

この早期発見の実現に向けて、年１回、７５歳以上の独居または高齢者のみの世帯に送付しております後期高齢者の質問票に聞こえに関する設問を新たに追加していきます。また、既に１０月実施予定の集団健診の問診票にも聞こえに関する設問が既に含まれております。

これらの質問票や問診票の回答結果を通じて聞こえについて気になる方を把握した上で、健診の結果報告会や地域包括支援センターの職員の訪問を通じて対象者と直接接触する機会を設け、難聴が認知症につながるリスクについての啓発と専門医への受診勧奨を行ってまいります。

今後は、これらの既存の仕組みを活用し、難聴の早期発見と早期対応に全力で取り組んでまいります。

○議長（内堀喜代志君） 市村千恵子議員。

○ 1 2 番（市村千恵子君） 今、お答えいただいたのは、65歳以上、基本健診の中に聴力検査を入れるわけではなく75歳以上の人に対するチェックリストの中に聞こえの設問をプラスするということのみでしょうか。

それから、ちょっとお聞きする順番が違ったんですけど、補助金については今のところは難しいという理解でよろしいでしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 補助金の考え方につきましては、先ほども申したとおり、まずどの程度の方が対象となるか、この問診と質問票を確認しましてどの程度の必要があるのかを調査した上でまた検討を重ねていきたいと考えております。

○議長（内堀喜代志君） 市村千恵子議員。

○ 1 2 番（市村千恵子君） 実施についてはちょっと難しいというお話だったんですけども、町長、突然ですみませんが、町長としては、この加齢性難聴によって認知症のリスクは高まるということは担当課も十分承知だということなんですけど、この補聴器の早期装着促進のための補助金の創設ということについては、町長、いかがでしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

保健福祉課長の答弁のとおりでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 市村千恵子議員。

○ 1 2 番（市村千恵子君） ちょっとやっぱり難しいということですかね。本当にこの認知症が増えれば、やはり介護保険事業勘定というのも圧迫していくわけですから、費用対効果という点では十分にあるのかなというふうに私は思うわけです。

この補聴器問題については、日本共産党は国会でも何度も取り上げていますし、各地区の自治体の地方議員も取り組んでいる内容であります。

この補聴器ですけれども、本当に子どもの医療費についてもずっとライフワークのように私はやってきました。そういう中でようやく国も動いて、未就学児を国も補助するというような流れになってくる中、学校給食についても小学校をやはり負

担していくと、5,200円まで国が見るよということで財政措置もしてきている中で、やはりこの加齢性難聴の補聴器購入というのも国を挙げて取り組んでいくべき内容ではないのかなと、超高齢化社会に向けてやっていくべき内容ではないかと思うので、引き続きこの問題は取り上げていきたいと思います。

以上で、私の質問を全て終わります。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、通告7番、市村千恵子議員の通告の全てを終了します。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午後 0時03分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告8番、中山温夫議員の質問を許可します。

中山温夫議員。

（6番 中山温夫君 登壇）

○6番（中山温夫君） 通告8番、議席番号6番の中山温夫です。ちょっと最近、声の出が悪いので、滑舌があまりよくないかもしれないので、ちょっとお聞き苦しい点もあるかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

一般質問も2日目の午後になりますと、非常に皆さん、身体的にも精神的にも疲れてくる頃だと思いますので、できる限りスムーズに進めたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思います。

初めに、令和8年に設置されました子育て支援センターの運営及び今後の事業展開についてお聞きします。

複雑多様化する子どもと家庭の課題に対し、切れ目のない支援を行うための体制及び支援と、妊娠期から一体的な支援の実現のため、こども家庭センターは国の制度として、令和6年度から本格的に設置されました。

こども家庭センターは、児童虐待や子どもの貧困、発達の課題など、子どもと家庭を取り巻く問題が複雑になってきたことを背景に設置されてきています。

これまでは、児童相談所や市町村の福祉部門がそれぞれ対応してきましたが、それぞれの部署で情報が分かれたり、支援が途中で途切れてしまうことが課題でした。そこで、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、母子保健と児童福

祉を一体的に支える体制が整えられてきました。近年の法改正により、市町村も相談支援の中心となる拠点として位置づけられています。

御代田町においても、令和 7 年にこども家庭センターが設置されました。これまでの子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を一つにまとめ、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援を行う重要な拠点となっています。

具体的には、妊娠中の不安や悩み、出産後の育児相談、子どもの発達に関する心配事、さらには虐待の予防や早期発見まで、言わば、子どもと家庭に関する幅広い相談に対し、必要な支援をつなぐ役割を担っています。言わば、子どもと家庭を守るための最初のとりでということになっていると思います。

そこで、設置から 1 年が経過いたしました。今後の施策を進める上で、実績の把握は不可欠だと思います。

そこでお伺いします。

設置から現在までの 1 年間で、こども家庭センターに寄せられた相談件数はどのくらいでしょうか。また、その相談内容の内訳、例えば虐待の通告、発達相談、経済的な相談や親の健康などについて、その件数及び傾向についてお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えいたします。

初めに、こども家庭センターにおける相談対応の特性として、複数の課題が絡み合った相談内容が多く、これらを一体的に把握する運用をしています。例えば、虐待の相談であっても、背景に親の心身の健康課題や経済的困窮が存在する 경우가多く、虐待、発達、経済的困窮、親の心身の健康といった項目ごとに厳密に区分することは、正確に反映しにくいという課題があります。

現在のところ、相談内容ごとの細分化した集計は行っておりませんが、そうした前提の上で、相談件数についてご説明いたします。

令和 7 年度のこども家庭センターにおける相談件数は、新規相談が 1 1 9 件、継続相談が 7 3 7 件であり、新規と継続を合わせた相談件数は 8 5 6 件となっております。世帯数ベースでは、5 3 4 世帯の相談対応を行いました。

年齢別に見ますと、未就学児が 5 2 9 件で全体の 6 1 . 8 % を占めており、最も相談件数が多い層となっています。次に小学生が 2 3 3 件、2 7 . 2 %、中学生が

５８件、高校生が２８件となっており、年齢が低いほど相談件数が多い傾向が見られます。

新規の虐待通告４３件の内容別では、心理的虐待が２１件で最も多く、次に身体的虐待が９件、ネグレクトが６件、性的虐待が３件となっています。心理的虐待が全体の約半数を占めており、児童虐待の中でも、心理的虐待への対応が重要な課題となっていることが明らかになっています。

相談対応の方法別では、面談・電話相談が６９７件で最も多く、次に連絡調整が５２５件、訪問が１０８件、会議が６５件となっています。総相談対応件数は１,３９５件であり、多様な手段を活用して相談対応を行っております。

今後につきましては、未就学児や小学生といった低年齢層への支援をより一層充実させるとともに、心理的虐待を含む児童虐待の早期発見、早期対応に向けて、関係機関と連携を強化してまいります。

また、相談体制の充実と職員の資質向上に努め、児童と家庭の福祉向上に取り組んでまいります。

○議長（内堀喜代志君） 中山温夫議員。

○６番（中山温夫君） 相談件数が実績で年間８５６件という数字であります。設置から１年という短い期間ではありますが、御代田町のこども家庭センターは地域住民、あるいは地域に周知されつつあり、その信頼が高まりつつあるのではないかと理解いたしました。

この相談件数の中で特に注目すべきは、未就学児関連の相談件数が全体の６０％以上を占めている点であります。これは、大切な時期にある子どもたちとその家庭がセンターを通じて支援を受けているということであり、極めて重要な実績だと考えます。同時に、虐待等に関連する項目の中で、心理的虐待が全体の半数を占めているという事実も看過できないのではないかと考えます。

心理的虐待は目に見えにくく、長期的には子どもの心身の発達に深刻な影響を与え、また、子どもの面前で夫婦げんかや親の言葉による傷つけといった行為が我が町でも多く発生しているということがうかがえます。

これは、単に相談対応だけでは解決できない課題ではないかと考えます。相談を受けた後、その子どもたちがどのような環境でどのような支援を受けながら日々を過ごしているのかが重要で、さらに子どもたちとの関係づくりを実行していかなければ

ればならないのではないのでしょうか。相談だけではなく、関係づくりのための支援の場が必要ではないかと考えます。

次の質問ですが、こども家庭センターの相談対応件数の内訳において、全体の相談件数の60%以上を占める未就学児に注目しますと、未就園児や未就学児向けの室内の遊び場や交流ができる場として児童館がありますが、現状は、児童クラブ等の小学生が多く利用しているため、未就園児等の利用が多くない状況にあります。つまり、支援が必要な時期の子どもたちが児童館では利用が少ない状況になっております。

町が主体的に、未就学児が安心して過ごせる専門的な子どもの居場所を確保する必要があると考えます。こうした居場所の拡張に向けた具体的な計画を立てていくべきだと考えます。

そこでお伺いします。

こども家庭センターに寄せられた相談件数の60%以上を占める未就園児・未就学児が安心して過ごせる専門的な子どもの居場所事業実施に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、その基本計画や基本方針、また、運営日や運営体制などをどのように考えているのか、町の見解をお願いします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えいたします。

町では、こども家庭センターの相談実績で明らかになった未就学児が相談件数の61.8%を占めるという現状を踏まえ、子どもの居場所事業として、新たな親子の居場所整備に取り組むこととしました。

本事業は、既存施設である旧人権啓発センターを活用し、単なる遊び場の整備ではなく、子育て家庭の孤立化や育児負担の集中に対応するため、親子が安心して交流し、遊び、必要に応じて相談につながることでできる地域子育て支援拠点を整備します。天候に左右されずに親子が安心して過ごせる環境を確保し、町の子育て支援機能のさらなる充実を図るものです。

事業の具体的な計画ですが、今議会定例会における予算の可決を前提として、現在、公募型プロポーザル方式により設計、備品調達、設置を行う事業者を選定する準備を進めております。

施設内には、子どもが安心・安全に遊べるスペースに加え、保護者が落ち着いて過ごせるスペースや相談できるスペースを確保します。また、授乳室やおむつ交換室も整備し、乳幼児を連れてきた保護者が安心して利用できる環境を整えます。

対象年齢はゼロ歳から就学前の親子を中心とし、祝日を除く月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までの開所を予定しています。ボールプールなどの大型遊具を備え、LINEによる事前予約により、一度に10組の親子が利用できる空間の整備を予定しており、年齢別に異なる遊びのニーズに対応できるよう配慮します。

職員体制は、保育士等の有資格者2名と、こども家庭センターの職員1名の常時3名の配置を予定しております。いずれは地域ボランティアの方の力をお借りし、地域の方々とも交流できる居場所になればと考えております。

スケジュールとしましては、令和8年7月の設計監理業務委託契約締結、7月下旬の備品購入契約締結を予定しており、7月から12月上旬までの施設改修、整備期間を経て、令和9年1月の開所を目指しています。開所までに利用者の安全確保と利用しやすい運営体制の構築に向けて、着実に事業を進めてまいります。

開所後は、利用者の声や利用実績を踏まえながら、事業の充実、改善に取り組み、町の子育て支援の中核的な拠点として、その機能を高めてまいります。

また、この事業の利用者が小学生になった際には、学校や放課後児童クラブとの連携を図り、未就学期から就学後まで、切れ目のない支援体制の構築に努めてまいります。

本居場所事業を通じて、親子が地域とつながりを深め、子育てに関する不安や悩みを早期に発見、対応することで、保護者の育児負担の軽減や児童虐待の防止につながるものと期待しており、安心して子育てができる町の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

○議長（内堀喜代志君） 中山温夫議員。

○6番（中山温夫君） 2年目で計画して、3年目からもう開所ということで、事業内容もお聞きした段階では、非常に充実しているというふうに感じます。スピーディーなことの動き、非常にうれしく思います。

なおかつ、将来的には地域と接点を持っていくということに関しては、いろんな意味で、やっぱり地域に開放していくというのは非常に重要だと思います。やっぱり関係者だけで抱え込むというその怖さというのは、専門職だからこそ怖さという

のがいっぱいあると思いますので、できる限り地域に開放して、地域の人をボランティアという形でも何でもいいんですが、地域との接点を多くつくっていただきたいというふうに切に希望いたします。

続きまして、次の質問に入らせていただきたいと思います。

次に、放課後等デイサービス事業の整備及び今後の展望についてお願いします。  
今、質問いたしましたこども家庭センター事業との関連になります。

人権啓発センターを活用した未就園児及び未就学児向けの居場所事業利用者ですが、子どもたちが小学生になれば、児童館や児童クラブで放課後の居場所は確保されます。しかし、より専門的で個別的な支援が必要なお子さんが通う放課後等デイサービスは、当町では極めて不足している状況にあると感じております。

つまり、未就学期から学齢期への支援移行を円滑につなげることは非常に重要であり、未就学児の時期には新たな居場所が整備されてきますが、学齢期になったとたん、より専門的で個別的な支援が必要な子どもたちへの対応が放課後等デイサービス事業所の不足により、継続していくべき支援が途切れてしまう可能性が生まれてしまいます。本来の目的である支援が必要な子どもたちを自然な流れで相談支援につなげ、また、継続的に支援していくということが達成できないのではないのでしょうか。

そこで、伺いますが、必要な子どもたちへより専門的な支援を受けられる町内での放課後等デイサービスの不足に対しての現状に対し、町としてどのような対応を考えているのでしょうか、現在の利用ニーズと供給状況を踏まえ、事業者への施設整備支援や運営支援、あるいは新規参入の働きかけなど、行政として対応する必要があるのではないかと考えます。

未就学期から就学期まで、より専門的な個別的支援が必要な子どもたちへの切れ目のない支援体制を構築していくため、放課後等デイサービス事業の確保に向けた今後の方向性とその対応について、町の見解をお願いします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えいたします。

放課後等デイサービスは、障がいをお持ちのお子さんやそのご家族にとって、居場所の確保や保護者の就労支援などの面で、極めて重要な役割を果たしていると認

識しております。

このような中、当町における放課後児童デイサービスの利用ニーズは年々高まっています。利用者は３年前の令和５年５月時点で３１名でしたが、本年５月時点では、５１名の利用者と２０名増加しています。

一方、町内の放課後児童デイサービス事業所は、親子支援センターハンナとやまゆり共同作業所の２か所であり、ほかの事業所の重複利用者を含めると、２２名の方が町内の事業所を利用しておりますが、そのほかの多くの方が近隣の佐久市や小諸市の事業所を利用しており、供給が需要に追いついていない状況であります。

また、佐久圏域においても、現在、放課後児童デイサービス事業の事業所の閉所や一時休止に伴い、利用を希望していても利用できないケースが増加しています。このような状況は、利用調整が明確になっていないことや、有資格者の人材不足が主な理由です。

特に最近では、医療的ケア児、重度障がい者、強度行動障がい者の受入れに伴い、事業所の職員が精神的に疲弊し退職してしまうケースが見受けられます。このようなことから、本年３月には、佐久圏域の市町村、佐久広域連合、放課後等デイサービス管理者、相談支援専門員による長野県主催の障がい者福祉事業所関係者圏域会議が開催され対応について協議され、希望する方がサービスを受けられるよう、今後も継続して協議されることとなっています。

とはいえ、先ほど申し上げたとおり、町内におけるニーズは年々増加しております。当町では、子どもに対して切れ目のない支援をしていくため、昨年度から子ども家庭センターを設置してきましたが、子どもへの支援に当たっては、放課後等デイサービスは必要不可欠であり、町内で施設の整備を図っていくことが理想であると考えます。

施設整備や運営に係る支援のご質問がありましたが、町では、以前も放課後デイサービス事業所に対する補助制度を検討した経緯がございます。定期的に行われる町内事業所連絡会の場において、事業所ニーズを把握することで、補助制度の可否や内容を検討するとともに、町内に放課後等デイサービス事業所を設置していただけるよう、今後も引き続き積極的に働きかけていきたいと考えております。

○議長（内堀喜代志君） 中山温夫議員。

○６番（中山温夫君） 放課後等デイサービス事業は、人員配置基準や異業種からのビジ

ネス優先により大量に参入しまして、全国的には不正事案や指導、処分が目立つ事業となっている現状もあります。背景としましては、急激な市場拡大に伴う質の低下があるというふうに言われています。

御代田町における放課後等デイサービス事業の本質は、単なる放課後の預かり場ということではなく、子育て世代が安心して働き続けられるための就労支援の場でもあり、子どもたちが、将来、この地域で自立していくための教育の場でもあると考えます。

町が主体となって、正しい運営を行う事業所の立ち上げの支援を積極的に応援し、学校や地域社会と太いパイプで結びつけること、それこそが、人口流入が続く御代田町が先進的に取り組むべき地方創生と福祉が融合した持続可能な地域共生モデルの姿となっていくのではないかと思います。積極的な関わり、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、G I G Aスクール構想についての質問に入ります。

これまで、G I G Aスクール構想について、当初、私自身は単なる端末整備の事業という印象が強く、教育現場で何を目指し、どのような学びを展開していこうとしているのか、正直なところ十分理解できていない状況にありました。

しかし、様々な資料を通じて学習をしたり、また、友人である教育関係の有識者の指導を受けていく中で、G I G Aスクール構想は単なるI C T機器の導入ではなく、子どもたち一人ひとりに応じた学びや受け身の教育ではなく、自ら考え、そして、意見を交換しながら学ぶ力を育てる教育を実現していくための教育改革として進められているということを、少しずつではありますが理解するようになりました。

その一方で、実際に学校現場においては、端末や通信環境の整備が進んだ反面、活用面や教員支援などについては、課題も指摘されているようです。どのように事業改善につなげていくのか、また、教員間の活用の差や教育効果をどのように高めていくのかが今後の重要な課題になっているのではないかと感じております。

これまで、学校のI C T環境には地域差があり、十分に活用されていない状況もありましたが、個別最適な学びや協働的な学びを進めていく上で、I C T環境の整備は不可欠とされてきました。

御代田町においては、国の構想に先駆け、中学生へのタブレット導入を行うなど、早い段階からI C T環境整備に取り組み、第1期においては、児童生徒の端末整備

や高速通信ネットワークの構築が完了し、あわせて端末を持ち帰りとし、各校へのＩＣＴリーダーの配置による授業支援、教職員のスキル向上のための体制づくりなど、積極的な取り組みが進められてきたものと認識しています。

また一方で、文科省では、第１期においては基盤整備が中心であって、環境は整ったものの活用面に大きな課題があると認識を示しております。

そこで、ＧＩＧＡスクール構想第１期について、環境整備は着実に進んだ一方で、活用や指導面に課題が残っているという現状を踏まえ、教育委員会として、第１期のＧＩＧＡスクール構想の全体をどのように評価しているのか、その見解をお願いします。

○議長（内堀喜代志君） 柳澤教育次長。

（教育次長 柳澤俊義君 登壇）

○教育次長（柳澤俊義君） それでは、お答えいたします。

ＧＩＧＡスクール構想とは、１人１台端末や高速大容量の通信ネットワークと学校ＩＣＴ環境を整備、活用することによって教育の質を向上させ、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現すること。こちらは、先ほど議員がおっしゃったとおりの目的としております。

当町においても、令和２年１２月に、町内の小中学校の児童生徒に１人１台の学習用端末を整備しております。特にＧＩＧＡスクール構想の目的の一つである個別最適な学びは、子ども一人ひとりの理解度や興味、関心事、学習進度に合わせ進めることができる教育スタイルです。

具体的には、学習の課題を追求、調査するとき、興味や関心事を自分のペースで学習できること、そして、先生方は、教科書や言葉では伝えづらいものを動画などの具体物を示すことでイメージが付きやすくなり、結果、学習の習熟につながっていると実感できるものであります。このことから、ＧＩＧＡスクール構想の第１期につきましては、一定の効果があったと感じております。

一方で、ＩＣＴ化が進むことで、与えられた情報で満足してしまい、学習の基本である自ら考えまとめる活動が少なくなることで、学ぶ楽しさを実感できるかどうかという懸念もあります。

いずれにいたしましても、今後、国がＩＣＴ化を進めていく中で、御代田町の児童生徒にとって何が有益なのか、学校と共有しながら取り組んでいきたいと考えて

おります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 中山温夫議員。

○6番（中山温夫君） おおよそ満足というような状況であります。

端末や通信環境の整備が進んだことについては理解しております。G I G Aスクール構想が次の段階に入る中で、今後、重要になっていくと思われるのは、実際の授業の中でのI C Tが、どの程度効果的に活用されているかというふうに考えます。

国の報告書や現場の状況を見聞きする中では、I C Tの活用状況については、学校間、または教員間で一定の差が生じているとも言われています。積極的に活用している授業がある一方で、従来の授業スタイルにとどまっているケースもあるのではないかとされています。

また、I C T機器を使うこと自体が目的化してしまい、本来目指すべきである子どもたちの学力向上や理解の深化、あるいは主体的、対話的で深い学びの実現にどの程度つながっているのかが見えにくいという課題も指摘されております。そのため、重要なことは、どのような授業改善につながっているのかという視点があるのではないかと思います。

そこで、現在、授業におけるI C T活用の頻度や活用内容について、教育委員会としてどのように把握、分析されているのか、教員間のI C T活用に差があると言われていた中で、その実態をどのように認識し、活用の差の解消や指導力向上に向けてどのような取り組みを進めているのか、授業におけるI C T活用の頻度や活用内容についてどのように把握、分析されているのか、教育委員会としての見解をお願いします。

○議長（内堀喜代志君） 柳澤教育次長。

（教育次長 柳澤俊義君 登壇）

○教育次長（柳澤俊義君） お答えいたします。

I C Tの活用の頻度や内容については、授業によって活用頻度が異なること、また、教員によってはI C T活用への得意、不得意があるようですが、制度開始から5年が経過する中で、教育委員会としては、それぞれの学校において対応、対策は講じているとの認識でおります。

第2期のGIGAスクール構想では、単なる端末整備だけでなく、日常的な活用を重視していることから、教育委員会では、端末整備業者であるキッセイコムテック株式会社にICT活用保守サポート事業を委託し、教員の支援や指導力の向上に努めております。

具体的には、ICT活用の支援として、教職員に対し、研修会やツール活用のアドバイスを実施しています。昨年度の研修会では、今後、教育分野でも活用されていくであろう業務効率や個別最適な学びに活用される生成AIに関する研修をしております。また、日頃、授業や業務の中で、ツール活用の質問以外の回答や運用方法についてのアドバイスも行っております。

ICT化の推進につきましては、専門性の高い分野となりますので、引き続き、教員のICT活用の力を高めるための研修や環境整備を行いつつ、専門業者と相談、協力しながら取り組んでまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 中山温夫議員。

○6番（中山温夫君） 今回のこの質問については、教育委員会としての見解を伺ったつもりではありますが、今の答弁の内容ですと、教育委員会が主体的に実態を把握しているという答えではなく、ある程度、専門業者や学校に任せているという印象に感じてしまいます。教育委員会としての考えや見解についての質問でしたので、この答えについては非常に残念に思います。

続いて、次の質問に行きたいと思います。

先生方が日常の授業の中で無理なくICTを活用していくためには、知識や技術を持つ人材による継続的な支援体制の充実が重要であります。現在、御代田町では、ICTリーダーの配置など、一定の体制は整えられていると認識しておりますが、授業支援や機器のトラブルへの対応、さらには、効果的な活用方法の助言まで含めると、現場にとって十分な支援体制となっているのかについては、技術的、教育的負担などについて検証が必要ではないかと感じております。これらを教員個々の努力や特定のリーダーのみに委ねることは、教員の多忙さを加速させ、ひいては子どもたちの学びの差に直結していくのではないかと懸念されます。

そこで、教員個々の努力だけにICT活用を委ねることには限界があり、特定の教員への負担の集中や学校間、教員間の格差にもつながる懸念もあります。教員が

安心して授業改善に取り組める持続可能な体制づくりが必要ではないかと考えます。

そのような中、多くの自治体では、外部の専門人材を活用したGIGA運営支援センターの整備が進められております。町として、こうした専門的支援体制の整備や活用についてどのように考えているのか、教育委員会の見解をお願いします。

○議長（内堀喜代志君） 柳澤教育次長。

（教育次長 柳澤俊義君 登壇）

○教育次長（柳澤俊義君） お答えいたします。

GIGAスクール運営支援センターとは、学校のICT活用を支えるサポート拠点として位置づけられています。端末が繋がらない、アプリが動かないなどといったことに対応するヘルプデスク機能やICT支援員を派遣し、授業支援や教材作成補助などを行う機能を有しております。

先ほどの答弁にもありましたICT環境保守サポート事業の委託内容に、ヘルプデスク機能や授業支援機能もありますので、当面はそちらで運用してまいります。

今後、教育現場でのニーズや時代の趨勢などを鑑みながら、時期を見て検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 中山温夫議員。

○6番（中山温夫君） これまでの答弁の中で、GIGAスクール構想第1期においては、児童生徒一人ひとりの端末と通信環境の整備が、短期間ではありますが進み、教育のデジタル化が大きく前進しました。その一方で、活用や指導面については多少の課題も残るのではないかと認識をしております。

こうした中で、今後、第2期GIGAスクール構想の推進に当たっては、単にICT機器を使うこと自体を目的とするのではなく、学習指導要領が目指す主体的、対話的で深い学びの実現、つまり、子どもたちが自ら考え、課題を発見して友達や先生と意見を交わしながら学びを深めていく授業づくりを、ICTを効果的に活用しながらどのように実現していくのかが問われていくと思います。

子ども一人ひとりの理解度や興味、関心に応じた学びと仲間と協力しながら学ぶ協働的な学びを充実させていくことが重要な視点だと思います。さらに、不登校や長期欠席、病気療養中の児童生徒など、多様な状況にある子どもたちに対しても学びの機会を確保し、誰一人取り残さない学びを実現していくため、第2期GIGAス

クール構想における基本的な考えと、これら実現に向けての具体的な取り組みについて、教育委員会としてのお考えをお願いします。

○議長（内堀喜代志君） 砥石教育長。

（教育長 砥石順一君 登壇）

○教育長（砥石順一君） それではお答えいたします。

昨年度、中学校の端末整備が終了し、今年度は南北両小学校に端末を配備することになります。

今後の方向性ですが、これまでの取り組みの中から浮かび上がってきたＩＣＴ機器の有効活用、それから教員の指導力、セキュリティー等、当町の児童生徒にとって何が必要でどのように展開していくことがいいのか、そこを学校現場と教育委員会が課題を共有して見極めていく必要があると考えております。特に、生成ＡＩの活用については避けて通れない道であるとも考えています。

ただし、セキュリティー、虚偽情報、法的、倫理的なリスク等の課題がある一方ですが、学習活動における生成ＡＩ活用の有効性、有用性が報告されていますので、教育現場にどのように導入していくか、課題として、今、探っているところであります。

現在、国が進めているＡＩパイロット校の実践を踏まえながら、関係機関、学校と共に、子どもたちにとって何が主体的、対話的で深い学びになっていくかを検討しながら進めていきたいと考えています。

また、次期学習指導要領の実施にあわせて導入されるデジタル教科書の活用方法についても、しっかりと見極める必要があると感じています。

いずれにしましても、ＧＩＧＡスクール構想の目的である個別最適な学びと協働的な学びを達成するために、国や県の動向を踏まえながら、御代田町の子どもたちにとって、学びの充実を根底に置いた対応をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 中山温夫議員。

○６番（中山温夫君） ありがとうございました。

最後になりますが、今回、ＧＩＧＡスクール構想に関する質問に当たり、学校教育について学びを深めていく中で多くの方々のお話を伺い、改めて考える機会をいただきました。

その中で、G I G Aスクール構想は、本町として子どもたちにどのような学びを保障していくのか、その本質が問われている重要な施策であると強く感じました。子どもたちが自ら考え、主体的に学び、他者と協働しながら課題を解決していく力を育むことは極めて重要であり、その実現に向けてI C Tは大きな可能性を持つ手段であるというふうに考えます。

一方で、その活用を現場の先生方だけに委ねるのではなく、学校全体で支え合い、教育委員会としても、さらには町としても継続して支援をしていく視点が欠かせません。

特に学校任せにし過ぎることで、先生方が孤立することなく、安心してI C Tを活用し続けられる環境づくりや、日々の実践が着実に積み重なっていく持続可能な仕組みを整えていくことが、今後の大きな鍵になるものと考えます。

また、G I G Aスクール構想のように長期的に継続していく事業は、年数の経過とともに、財政的な制約から予算が縮小される傾向も考えられます。しかし、教育の質を維持、向上させていくためには、通信環境や教員支援などへの継続的な投資が不可欠で、教育委員会には、現場の実習や先生方の声をしっかりと把握しながら、その必要性を積極的に発信し、必要な予算確保に向けて十分に役割とその調整力を発揮していただきたいと思います。

子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、誰一人取り残さない学びを実現していくためにも、現場の声に丁寧な耳を傾けながら、よりよい教育環境の構築に向けた取り組みが一層進められていくことを町及び教育委員会に強く期待いたしまして、質問を終わりにいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、通告8番、中山温夫議員の通告の全てを終了します。

通告9番、内堀綾子議員の質問を許可します。

内堀綾子議員。

（2番 内堀綾子君 登壇）

○2番（内堀綾子君） 議席番号2番、通告番号9番、内堀綾子です。

私は、「O n c e I n A B l u e M o o n」という岩代太郎さんがお作りになった楽曲がすごく好きで、昨年、戦後80年となる令和7年8月15日に公開された「雪風」という映画で岩代さんの楽曲が使われていたこともありまして、上田の映画館に子どもたちを連れて見に行きました。映画を見ている方の年齢層は、

団塊の世代の方が多かったと思います。

「雪風」とは、太平洋戦争で数々の激戦を生き抜き、多くの方の命を救った艦隊と聞いております。この映画の最後に、未来に向けたメッセージが投げかけられておりました。本当に大切な言葉だなと思いましたが、ネタばれになってはいけませんので、皆さんご自身で調べてみてください。

私たちに託された言葉を紡ぐ世代の私たちだからこそ、年を重ねた方も若い方たちも、未来に希望が持てるような、そんなきっかけもつくっていく必要を感じます。

そして、私は最近の日本はおかしいと思います。犯罪の低年齢化、あり得ないほどの不適切事務処分、放火や性犯罪、また、何を信じたらいいか分からないほどにあふれる情報、真面目に行っている方々が報われる世の中になってほしいと思います。

子どもたちも大人たちもですが、本当のものは何かを見抜く力をつけてほしいと思います。先ほど中山温夫議員の質問にも、タブレットなどの課題が上げられておりましたが、情報過多の中で過ごしていますが、子どもたちもまた子どもたちなりの事情もあったり、スマホがないとお友達と連絡が取れない、低年齢から持たせざるを得ないスマホですが、スマホばかり見ていると怒られる、なのに教育現場ではICT化で義務教育で渡されたパソコン、子どもたちは翻弄されることも多いことでしょう。

最近、「規矩作法 守りつくして 破るとも 離るとても 本を忘るな」という言葉を目にし、意味を調べてみました。規則や規範、決まり事の中で基本の形を会得し、教えを破り離れたとしても、根源の精神を見失ってはならないという意味を伝えているとのことで、千利休さんの言葉だということです。

私は、この根源や根本ということを考えたときに、地方創生や地域創生という「創生」という言葉に違和感を感じております。

地方創生では、内閣官房のデジタル田園都市化構想実現事務局にて、各自治体のほうにアンケートがございました。これは令和6年6月のことです。回答率は85%、回答率が100%になっていないのもびっくりでしたが、その中の多くが「人口減少や少子化に歯止めがかかっていない」という問いに、「そうだ」「どちらかといえばそうだ」が83%となっていました。

それから2年がたち、現在の令和8年6月の今、私は地方創生という名の下に行

われてきた様々な地方自治体への施策を、地方創生よりも地方再生へと目を向けてもらいたいと思っています。

都市一極集中を是正し地方に人をという施策で、確かに人の流れが変わりましたが、人や予算の奪い合いのような現在に違和感を覚えます。基本は、そこに住んでいた人であり、住んでいる人であり、地域であり、それを守っていくのが地方自治体だと思います。

なので、私は昨今の問題として上げられる空き家、独居、孤独死、介護の担い手不足、子どもの孤立、詐欺、犯罪の低年齢化、ワンオペ育児など、地方創生とともに地方を再生してこそ解決に向かうのではないかと思います。

そんな中で、私は冒頭に上げた今の３点、心の中に置きながら、日本の今後を託し、規則や規範、決まり事の中で根本的なことを忘れず、地域を再生していくために、まずは根本的な理念から、町長の公約だった給食費無償化について町長にお伺いいたします。

子どもの給食費無償化に関連し非喫食者、非喫食者とは給食を食べられていない子のことですが、そういう子やフリースクール、私立、町外通学の子を育てる世帯への対応の方針について。御代田町給食費無償化は、町内の小中学校に通う児童生徒の心身ともに健やかな成長の支援及び保護者の経済的負担の緩和を図るため、学校給食を無償とする措置として開始されましたが、小園町長は、自身の公約とした当初から、不登校、フリースクールに通学する子、私立通学、町外通学などの様々な理由から、制度の対象外になる世帯が存在することは想定していたのですか。

○議長（内堀喜代志君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

平成３１年２月の私の初当選の選挙時に、子育て世代への経済的な負担軽減を目的に、給食費無償化は公約の一つとして掲げた経緯がございます。

当選後、実施時期の検討を進め、一旦は令和３年度からの本格実施と考えて準備しておりました。しかし、令和２年２月頃から新型コロナウイルス感染拡大の局面に入り、子育て世代の経済的な負担を緩和する目的から、令和２年７月１日に前倒しして先行実施し、令和３年度からは予定どおり本格実施に移行したわけでありませう。

本事業は当時、他の自治体の、特に同じくらいの規模の自治体としては先端を行っていた、また、御代田町の子育て施策にとっては、まさに中核の施策だったと考えているところでございます。

議員ご指摘の公約として制度の対象外となる子育て世帯が存在することを想定していたかについては、公約の時点では詳細な制度設計に至っておりませんで、想定はしていなかったということになるかと思います。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 確かにコロナもあり、制度設計も大変だったかと思います。しかも、コロナに対応して前倒ししての対応ということで、その後、給食費無償化については、特に変更とかは、金額以外変わっていないんですけども、私立が対応になっていないんです。私立学校に通っている子是对应になっていないんですが、私は令和6年6月、2年前です。2年前に給食費無償化の課題として一般質問させていただいております。

学校給食は明治22年に山形県鶴岡市のお寺の私立小学校から始まりました。様々な経過を経て、現在は学校で給食という形で提供されております。私立の学校については、教育基本法では、第6条第1項で私立は公の性質を有するものとされるとあります。さらに第8条では、私立学校として、私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割に鑑み、国及び地方公共団体はその自主性を尊重しつつ、助成、その他の適当な方法によって、私立学校教育の振興に努めなければならないとあります。

ただ、日本国憲法では、公金——公のお金です。公金その他の財産は公の支配に属しない教育の業に対して、これを支出、また拠してはならないと規定されておりますので、一見、私立は対象外と思われがちですが、私立学校も学校教育法と私立学校法及び私立学校振興助成法等、公の法の支配の下に置かれております。なので、憲法的にも、御代田町における給食費無償化の対象としても、子育て世代への経済的負担軽減を講じて何ら問題がないということです。

私が令和6年6月に質問した内容として、その中の一つに、町内の小中学校に通わなくても児童生徒は同じ町民であるか否かの問いに、小園町長は同じ町民であるというご認識でご答弁をされております。

先ほどの町長のご答弁の上では、制度上対象外である子を認識しておりましたかということ、確かにコロナのほうで、コロナ対応にかなりお忙しかったので、その後こここのところ注視できなかったのかもしれませんが、ただ、制度設計から同じ町民との認識でありながら、いまだに対象となっていない子がいるのも事実です。

令和8年4月より、国の給食費無償化施策も始まりましたが、国は無償化ではなく、学校給食費の抜本的な負担軽減と名称を変更いたしました。国が給食費無償化を決定した頃、小園町長は、既に実施しているので、現状の財源額などのお言葉があったようですが、ほかでは、例えば神奈川県市長会では、令和7年12月24日に文部大臣へ要望を出しております。

学校給食の抜本的な検討と経済的負担軽減、いわゆる給食費無償化制度設計における非喫食者の対応に対する要望というものです。非喫食者とは、先ほど申しましたが、給食を食べられていない子たちです。これは、給食を学校で食べることができていない子どもたちがいるということが分かっているから言えることで、誰一人取り残されることのない制度となるように、熟慮いただきたいというご要望でした。

先ほども申しましたが、国の令和8年度、今年の4月より開始されております学校給食費の抜本的な負担軽減、子育て支援を目的に、公立小学校児童の学校給食に必要な食費を国が地方自治体を支援する取り組みとしてスタートしておりますが、町への交付金は、非喫食者、給食を食べていない子も含めた在籍児童数で算定しており、非喫食者の取扱いは、学校設置者の判断に委ねるとあります。

給食を食べていない子も交付の対象となっているかと思います。この取扱いも含め、町の給食費無償化に関連する無償対象の要綱や対象外の世帯への補助金の要綱を見直す必要を感じます。ただ、ご家庭で、様々なご事情でほかの補助金と重複するということもあるんですよね。そのあたりも把握しないと、ちょっと制度設計は難しいとは思いますが、制度設計には、冒頭で申し上げた根源は何かを考えながらになるかと思います。

私立学校に関しては、先ほど申し上げたとおりでございますが、ここで町長の考えをお聞かせいただく場面になりました。

現状は対象外となっている世帯、不登校やフリースクールや私立、町外への通学の子育て世帯などへも、今後は御代田町に住民登録のある全ての小中学生を持つ世帯へ、平等な公費での経済的負担の軽減のため、対象とする施策を講じて、対象と

する制度設計が必要あると私は感じますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

今、議員からご指摘がありましたとおり、本年４月、国の学校給食費の抜本的な負担軽減が開始されたところでございます。

本事業は、議員のご質問内容にあるとおり、保護者負担となっている学校給食費、これは食材費とイコールと考えればいいんですけれども、こちらの負担軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として実施されるものになります。

なお、本事業は、自治体に対する支援として実施するものであり、個人に対する給付を自治体が代理で受領するという性格のものではありません。

また、これは大事な点なのですが、本事業の施行に関し、学校給食法の改正はございません。したがって、法令上の学校給食費の考え方に変更は生じていないという認識でございます。

しかしながら、本年５月２２日、文部科学省において、非喫食者に対する給付の取扱いについて、やむを得ない事情の例としての文書が発出されたところでございます。この文書のやむを得ない事情の例の中には、不登校の子どもたちも含まれているということでございます。

今後、町といたしましても、国の考え方に沿った形で制度の見直しを行ってまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○２番（内堀綾子君） 法改正がないのは存じております。学校給食法の改正までには至らないということで、こちらのほうは、国からの交付金という形で町のほうに、食材費の補助ということもありますが、それに対応するということです。ただ、こちら、まだ本当に現実に合わない子たちも確かにいて、学校のほうで不登校の食事をいつ止めるか、それによっても変わってくることがあります。

実際に、御代田町には補助金制度があるわけですが、今後、その補助金制度、不登校の子も給食費の国の補助の対象になるということで、補助の対象ということではないので、行っていないけれども食べていない、食べていなければ自宅で食べる、

そのあたりは今の御代田町の制度とどのように違いがあるのでしょうか。

今現在、学校で給食を食べておられない子たちで、補助金という形でお出ししておりますよね。でも、学校に行っていない不登校の子たちは、国から県を通して町のほうに補助金が下ります。なので、そのあたりの違いを教えてください。

○議長（内堀喜代志君） 柳澤教育次長。

（教育次長 柳澤俊義君 登壇）

○教育次長（柳澤俊義君） お答えいたします。

町長が最後のほうで答弁しましたが、本年５月２２日に文科省より、新たな考え方として文書が発出をされております。なので、その中に不登校という方たちが含まれるようになったということでございますので、今後はそれを踏まえた中で制度の見直しをしていくというふうに、町長が先ほど答弁させていただきましたので、そのとおりにまた制度の見直しを図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○２番（内堀綾子君） ということは、５月２２日に発出された中では、不登校の子たちは学校に行っていないから食べられていない、学校では給食を食べていない、けど国からは町に交付金が来ます。ただし、そこからその先どう振り分けるかということは、学校のほう、給食費として、共同調理場のほうの調理費として入るのか、それとも個人に補助金としてお渡しするのか、食べていない現実があるんですよね。そこまでは国のほうでお示しされていないということでよろしいですか。実際に食べていないということなんですね、学校では。

○議長（内堀喜代志君） 柳澤教育次長。

（教育次長 柳澤俊義君 登壇）

○教育次長（柳澤俊義君） お答えいたします。

ちょっと話がそれるかもしれませんが、現在、文科省のほうでは、そういったものの全ての考え方の整理ですとか、精算、経理などの事務要領の作成を現在行っているということでございますので、具体的にどうのこうのということは、今、この場では申し上げられませんが、ただ、いずれにしても、今回は不登校というものが非喫食者に当たるというふうにお考えが示されましたので、当町といたしましても、そのお考えに沿った形で制度の見直しを図っていきたいと考えておりま

す。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） ということは、国のほうではスタートはしているんですけども、実際に現場は動いております。ただ、現場のほうでは、ちょっとそういった5月22日に出てきたということは、ちょっとまだ制度設計するのにも大変ということだとは思いますが。なので、不登校の子にはすごく安心です。それに気づいてくださって、国のほうがそこを取り上げてくれたということは、本当にありがたいことだと思います。ただ、行かれていないという現実は知っておいてください。

私立についてはいかがですか。町長、私立については、今、対象ではありませんが、令和6年6月に、私は私立の子たちもということはお伝えいたしました。これ、教育委員会ではなく、ぜひ町長にお答え願いたいんですが、なぜかという、町長がおっしゃっていたのは、全ての義務教育学校で給食費があるっておかしいなというふうにお感じになられていたんですよね。ならば、私立に行かれていたとしても、それは義務教育の範囲だと思います。なので、町長のほうにそのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（内堀喜代志君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

今のご質問の趣旨も踏まえて、制度の見直しを進めていくということかなと思います。

ただ、一つ、ご指摘申し上げる。先ほど金額以外は変わっていないというご指摘でしたけれども、実は対象者は少しずつ変わってきております。なので、そのご質問は事実と異なりますということをお伝え申し上げます。

そういったことで、参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 私が議員になったのが、ちょうどコロナの最後のほうだと思いますが、御代田町の例規集では、現在の例規は載っているんですけども、その前、制度ができたときの例規というのはちょっと見れないんですよね。なので、私が議

員になって、学校給食費のことを取り上げていたときには、もう既に変わっていたのかもしれませんが、ちょっとそのあたりをまた教えてください。

それでは、国の施策だけでも、この人数の把握、大変だと思うんです。Q & Aなども毎回毎回書き換えられたりして、大変な作業であり、正直なところ、きっちりと決まっていない課題も今後見えてきて、これからつくっていくのかと思います。

本当に学校に行かれない子たちについても、福祉の分野の観点から、少しでも突破口となるように、個別にお弁当配達をしてもらいたいところですが、これはまた別の機会を設けて考えていきたいと思います。質問の機会を考えていきたいと思います。

電車やバスで少し離れたところまで頑張って通う、私立に通っている小中学生もおります。本当頑張っているんですね。また、学校に行こうとしているけれども行けなかったり、人に会いたいのに人と関わりたくなかったり、大きく揺れる気持ちの中で頑張っている子どもたちもたくさんいます。どうかそんな頑張っている子どもたちのことも忘れないでいただきたいと思いながら、次の質問に入らせていただきたいと思います。

次の質問は、町政運営で「帰ってきたくなる町」になるための施策についてということです。

地方創生のみでなく、地方再生を願う私としては、町政運営の帰ってきたくなる町となる施策について、私は御代田町が本当に帰ってきたくなる町となるためには、今の子育て世代への支援とあわせて、子どもたちが将来この町に戻ってこられる環境づくり、そして財政的にも持続可能なまちづくりが必要だと考えております。

町はこれまでも移住定住促進、子育て支援、教育環境の整備などに取り組んできたものと理解しております。しかし、これからの御代田町を考える上では、今、町に住んでいる子どもたちが進学や就職で一度外へ出たとしても、将来また御代田町に帰ってきたい、ここで暮らしたい、ここで子育てをしたいと思えることが大切です。たとえ町外で暮らすことになっても、ふるさとである御代田町を心に置き、何かの折に思い出してくれるような町であることも大切だと思います。

そのためには、持続可能な町政運営のために、5年後、10年後の人口構造、若者世代の流出、町債償還、公債費、基金残高など、将来負担の見通しを町民に分かりやすく示す必要があります。

そこで質問させていただきます。

町は５年後、１０年後の年代別人口推計をどのように見込んでいるのか、また、その見通しとあわせて、町債償還、公債費、基金残高の関係をどのように捉えているのかをお伺いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） 答えいたします。

第６次御代田町長期振興計画では、国勢調査の人口ベースとして、５年ごとの人口推計を掲載しております。年代については、ゼロ歳から１４歳、生産年齢人口といわれる１５歳から６４歳、６５歳以上の３区分の人口推計を掲載しています。

なお、人口推計は、２０２０年、令和２年の国勢調査の実績値を基に、年齢区分ごとに均等な増減、これを純移動数の調整と言っておりますけども、こういったものを仮定して算出しておりますので、端数調整の関係から、総人口と年齢別人口の合計が必ずしも一致しない形となっております。

令和２年国勢調査の実績をベースとした令和７年の人口は１万６,５２４人です。ゼロ歳から１４歳が２,０８３人、１５歳から６４歳が９,６６０人、６５歳以上が４,７８２人となっております。

また、令和１２年の人口推計でございますけども、総人口が１万６,９３２人、うちゼロ歳から１４歳が２,０４１人、１５歳から６４歳が９,６９９人、６５歳以上が５,１９２人と推計しております。

また、令和１７年の人口推計でございますが、総人口が１万６,９９６人、うちゼロ歳から１４歳が１,８６２人、１５歳から６４歳が９,５４２人、６５歳以上が５,５９２人と推計しております。

次に、町債償還と公債費につきまして、こちらはどちらもほぼ同じ意味合いになりますので、ここでは公債費として統一してお答えをさせていただきます。

こちらは、財源推計において、例年５年先までの推計を算出していますので、現時点で推計値としてお答えできるのは令和７年度と令和１２年度になります。精度はかなり落ちますけども、令和１７年度の推計についても今回算出してみましたので、あわせてお答えをさせていただきます。一般会計ベースでの推計となります。

公債費は、令和７年度で５億４,４７２万円、令和１２年度で８億１,４８５万円、

令和１７年度で８億１，９１４万円と推計をしております。これを各年の推計人口で除した町民１人当たりの公債費は、令和７年度が３万３，０００円、令和１２年度で４万８，０００円、令和１７年度も同じく４万８，０００円と推計をしております。

公債費については、財政規模に対してどれぐらいの公債費があるか、その健全性を判断する指標として実質公債費比率がありますが、これは、自治体の借金返済負担が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めているかを示すもので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算出されます。数値は、３か年の平均値で算出され、１８％未満が健全、１８％以上が警戒、２５％以上が早期健全化、３５％以上が財政再生という指標になっております。これまで町の実質公債費比率は１８％未満を維持しており、健全でございます。今後も、その時々々の財政状況を見ながら健全財政を維持してまいります。

続いて、基金の残高についてお答えをいたします。

一般会計に係るもので、令和７年度末で６３億２，７５９万円の基金残高があり、そのうち財政調整基金は３０億７，４８６万円となっております。町民１人当たりで換算しますと、一般会計に係るもので３８万円、そのうち財政調整基金分は１人当たり１８万６，０００円となります。

また、基金の５年後、１０年後の残高につきましては、令和６年度決算において、一般会計に係る基金の積立金５億９，０８７万円に対し、取り崩した基金は２億４，４７８万円で、積立金が３億４，６０９万円上回っています。令和７年度の見込み値では、積立金７億９，５５２万円、取り崩す基金は４億２，３４４万円で、積立金が３億７，２０８万円上回っております。

基金の推移については、先ほど、公債費について令和７年度で５億４，４７２万円、令和１２年度で８億１，４８５万円とお答えいたしました。単純計算で、その差額は２億７，０００万円ほどとなり、令和１２年度は、令和７年度に比べて自由に使えるお金が少ないとも言えます。

こういったマイナス要素もありますが、実際には、交付税算入や現状の基金の運用もありますし、人件費、物件費等の増加を加味しても、基金が目減りすることは想定をしております。一般会計全体としては、おおむね横ばい、または微増で推移すると考えております。

次に、1人当たりの基金額についてお答えをいたします。

令和7年度末の一般会計全体の基金残高が63億2,759万円を推計人口で除して算出すると、1人当たりの基金残高は、令和7年度が38万3,000円、令和12年度37万4,000円、令和17年度37万3,000円となります。

そのうち、財政調整基金は、令和7年度末の基金残高約30億7,500万円あります。これを推計人口で除して算出しますと、1人当たりの財政調整基金の残高は、令和7年度は18万6,000円、令和12年度が14万8,000円、令和17年度は14万7,000円となります。

基金の運用につきましては、適宜、将来の小学校建設や各事業の執行のため、積立て、取崩し、基金の組替え等を実施し、適正に管理してまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 将来の財政状況について詳しくお調べくださり、ありがとうございました。

私、先ほど5年、10年と伝えたんですけれども、5年後というと、今の推定人口の基となっている3段階のところ、一番下の段階の子たちがちょうど5年、ゼロ歳の子が5歳。二十歳になる、私がこれからお伝えするのは、高校生、若年層の小中学校の子どもたちについてのことをお伺いするんですけれども、まさにその子どもたちが大きくなったときに、こういうのがあったらいいなっていうことも踏まえてお伝えしたいと思います。

県では3日の日に、来春卒業予定の高校生や特別支援学校等の生徒の雇用の充実などを長野県内経済団体に要請いたしました。雇用の充実を経済団体に要請しました。御代田町に住む子たち、もし資格を持っていたら、雇用においても少し有利になるかなと思って、これからの質問を聞いていただければと思います。

資格取得について、資格取得補助金を就業にとらわれず、若年層、小中学生までの拡充の考えはということで通告させていただきました。

町では、雇用に関して資格取得補助金制度がありますが、あくまでも就業ということが念頭にあるかと思います。また、国ではリスクリングという新たな業種・職種に順応できるように、スキルやノウハウを学ぶこととして、学び直すことへの補助金もあります。これもあくまでも職につなげるものでありますが、現在では多く

の技術者が不足する中で、私はもう学び直しでは間に合わないんじゃないかなって感じております。

それは、今、もう既に資格を持っている人たちが足りないのか、その職に魅力がないのか、どのような理由かは分かりません。この職には人が足りないというところが顕著になっております。

資格がないとできない仕事もあり、資格があっても就けない仕事がありますが、どの仕事にどんな資格が必要かを学び、それを取得に意識を向けられる後押しができるように、就業にとらわれず、若年層や小中学校までを含め、町民の資格取得の意欲への投資のために、先ほどの資格取得補助金、就業に関わるもの、町にはあるんですが、その拡充でも構いませんが、私としては、新たな資格取得補助金の制度の創設を提案させていただきます。

これは結構一石二鳥で、あえてアンケートを取らなくても、資格の申請があるかないか、もしあったとしたらどんな資格に興味があるのかなということが一目瞭然で分かります。もちろん、申請数がなければ興味がないということで、公費が使われないということになります。

なので、この制度、様々な資格がありますが、何の資格と限定せずに、小学生から対象にして、就労にとらわれない資格取得補助を行うことで、子どもたちが現実を実感する機会になり、地域振興にもつながると考えますが、資格取得補助金制度を先駆けてつくるお考えはございますか、見解をお伺いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀産業経済課長。

（産業経済課長 内堀淳志君 登壇）

○産業経済課長（内堀淳志君） お答えします。

今、議員のおっしゃられた資格取得補助金というものについてですけれども、まず、そちらの現行の資格取得補助金、正式には御代田町資格取得サポート事業補助金という名称でございます。こちらは、求職者の就業機会の拡大を図るため、就職につながる資格を取得した者に対し交付するもので、これは就業支援を目的としているため、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座の資格であるなど、対象となる資格や要件を絞っております。

議員ご提案のように、就業の枠にとらわれず、若年層や小学生も含めた広範な資格取得を支援するとなると、対象となる資格や検定の種類は多種多様となります。

その性質も、就業支援や産業振興だけでなく、個人の興味、教育や学習、また福祉、子育てといった側面も出てくるかと思われます。産業経済課では、個人的な興味などで資格を取得する際に、その受験料などを補助することは現状考えておりません。

また、行政運営の原則としましても、施策の目的や対象に応じて適切な部署が所管すべきであり、産業振興や地域振興の一環として、分野を問わず全ての資格取得に対する補助金を産業経済課のほうで取り扱うことは、組織の役割分担の視点からも適切ではないのではないかというふうに考えております。

以上のことから、産業経済課において、就業にとらわれない新たな資格取得補助金を創設することは現状考えておりません。

また、拡充というお話もございましたが、資格取得サポート補助金についても、就業目的を外す考えのほうはございません。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） もちろん個人の趣味と言われてしまえばそれまでなんですけれども、子どもたちは趣味から何を発見するかも分かりません。私は、これは子どもたちとなると教育委員会となりがちなんですけれども、私は教育委員会ではなく、なぜ産業経済課かというと、地域振興という幅広い意味でお伺いしております。

地域振興とは、幅広い分野を含め地域全体の持続可能な発展を総合的に推進する取り組みとあります。町が何課だから、何課だから、何課だからと分断しては、本当に総合的な推進する取り組みができるのでしょうかということですが、ご答弁は予測しておりました。

御代田町では、部活動地域展開で指導者を募ったりもあります。そんなスポーツに関する資格、何でもいいと思います。本日の新聞に、長野県では地域未来戦略の初会合を行ったとありました。国が進めるものに呼応したのですが、地域未来戦略本部の趣旨には、地域の伸び代を生かし、国民の暮らしを安全に守るとありました。一番の伸び代を持っているのは子どもたちかなと思いながら、子どもたちへの投資には触れられておらず、少し寂しく感じながら、次の質問に入らせていただきます。

U I J 補助金についてです。

帰ってくる人という補助金として、御代田町に帰ってくるということなので、U

I J ターンのUが該当するかと思います。ただ、これ移住促進にも功を期しているとお伺いしております。単に、ただ単純に移住者数だけを見るのではなく、町出身者が進学や就職で町外へ出た後、どの程度戻ってきているのか、また、戻ってこれない要因は何かを分析することが重要ではないかと考えますが、U I J ターンの実績について、町はどのように把握し検証しているのかをお伺いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀産業経済課長。

（産業経済課長 内堀淳志君 登壇）

○産業経済課長（内堀淳志君） お答えいたします。

まず、本制度ができた令和5年度から、交付実績についてご回答させていただきます。

3年間で42件、計125名の方に対して8,680万円の補助金を交付しております。そのうち、国、県の負担が6,095万円、町負担は2,585万円となっております。

各年度の内訳としまして、令和5年度は年度途中から事業実施のため、3件10名で900万円、令和6年度が22件63名で4,060万円、令和7年度が17件52名で3,720万円となっております。

また、補助金交付後5年以内に転出した場合に返還を求める規定がございます。これまでにこの要件に該当した方は1件で、100万円を返還いただいております。

本補助金は、長野県と共同で実施している国の地方創生移住支援事業に準拠した制度設計となっており、その要件は、移住直前に東京圏、愛知県または大阪府に一定期間在住し就労されていた方が本町へ移住し、県内企業等へ就業または創業等を行うなどと定められております。

実際の申請手続きにおきましても、3大都市圏から移住実績や就労要件を基に審査を行い、申請者が過去に本町や長野県内に居住歴があるか、Uターン、Jターンに当たります。あるいは、初めて本町へ移住であるか、これはIターンとなりますけれども、申請者の要件確認に必要な期間以上、過去10年間に5年間東京圏等に居住するというその要件を確認するための期間がございますが、その期間を超えて過去の居住履歴を知ることのできる書類の提出は求めておらず、制度の仕組み上、U I Jそれぞれの別の実績を分類し検証することは現在できない状況でございます。

しかしながら、本補助金全体としまして、交付件数の推移は先ほど申し上げたと

おりでございますが、この間、１２５名の方が移住され、移住者の就業形態は地域就業、町内とかこの近隣に就業された方は７％で、テレワークの方が９３％となっております。また、申請者の平均年齢は４０歳で、最年少の方は２５歳、最年長の方は７０歳でございます。また、加算の対象となる１８歳未満の同居のお子様がいる世帯は、全体の７１％の３０世帯となっております。本町への定着率ですけれども、現時点では９７％という数字が出ております。

以上のとおり、定着率や子育て世帯の割合などの結果から、本事業については、人口増というような部分で一定の効果があったものと考えてるものでございます。

また、本事業は、先ほども述べましたが、国や県の制度に準拠したものでございますが、一部自治体の裁量で運用できる部分もございますので、本町の実情に即した支援となるよう、今後も事業の利用状況を注視し、移住者のニーズを的確に把握しながら、実効性のある移住促進、就業支援施策の展開に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○２番（内堀綾子君） 検証はということでしたが、検証、何人御代田町から出て、何人帰ってきたのかなということが本当は分かればいいんですけど、もともとの国の様式、書類上でそれがないということなので、もし今後そういうことがあれば、国のほうでもそこもＵＩＪとつけるのであれば、それぞれのＵＩＪの項目が分かるようにしていただければと思います。検証の必要は感じます。

野球のダイエーを引退した甲斐選手という方が松本の地元に戻り、市役所の職員として働いているという記事を何年か前に拝見し、何だか心が温かくなったのを覚えております。このように、懐かしく帰ってきた子たちに会ったりするとうれしくなるものです。住民の方もきっとそうだと思います。

文科省では、公立小中学校の統廃合を検討するように自治体に働きかけを強めるとありました。これは、財務省が２０２５年１１月に小規模の学校が多いと指摘したことによりますが、私は地域に学校がなくなると、人も住まなくなり悪循環のようにも思えます。また、逆も言えて、学校がないから人も住まなくなる、学校に人が少ないからということ、本当に学校があり子どもの声があり、そこに人が住みコミュニティができていくように思います。地元に戻ってきたときに、通っていた

学校が残っていることは懐かしく、また、うれしいことだと思いながら、小学校の統廃合も、自治体において大きな課題なのかなと思います。

御代田町については、本当北小ね、少人数ながら本当に過ごしやすい状況をつくってくださりありがとうございます。

次の質問に入らせていただきます。

地域振興ということで、先ほど触れました。ソフトバンクの記事でキーワードは地域振興とあり、私も同感でした。人口減少、高齢化が進む現代の日本では、単に経済の活性化だけではなく、住民の暮らしや地域コミュニティの絆を守り、次世代に誇れる地域を残すための総合的な取り組みが求められるとありました。

私は、御代田町において、御代田から出ていく子たち、先ほどU I J ターン補助金、来るほうにはやっぱり補助金がありました。でも、御代田で頑張って過ごしてきた子たち、旅立っていくときもあります。そのときに、現在、技術者がとても足りていない状況である現代、技術者を目指し進学する町内在住高校生の進学支援金の補助の考えを町長にお伺いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

先ほど、この質問の最初のほうで財政の話をしていただきました。財政に関してご関心を持っていただいたことを大変うれしく思います。

実は、私が就任した直後の平成30年度末から、この間の令和7年度末までの7年間で、基金の増加分と起債残高の減少分を合わせますと、59億5,200万円の財政改善をしてまいりました。1人当たり35万円の改善になります。これは一般会計に限らずですけれども。そのぐらい血のにじむ努力をしながらやっております。

また、基金の中で、小学校建設基金というのがあるのはもう既にご承知のとおりで、前回の議会のときに、小井土議員からご質問があったかなと思うんですが、この基金は、まさに、まだ生まれてない子のためにもお金を積んでおく必要があるんじゃないかという考え方の下に、基金を積みせていただいているということでありますので、内堀綾子議員のご質問の趣旨に合うような基金ではないかと思ひますし、定期的な積み上げをしていきたいと考えているところでございます。

さて、本年４月から３党合意に基づくいわゆる高校無償化と呼ばれる高校生等への就学支援制度が拡充されております。高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金は制度改革がなされ、これまでよりも多くのご家庭が本制度を活用できるものと考えております。

現状、町といたしましては、高校生に対し、当面は国の制度の活用を推奨することにし、状況を見極めてまいりたいと思います。もちろん既に実施しております町の高等学校等通学応援金制度は、大きな金額ではありませんけれども、引き続きご利用いただけますので、お忘れなくお申込みいただければと思います。

また、金銭的な支援も検討の範囲内ではもちろんあるんですけれども、町が出せる程度の金額で、大幅に行動変容が起こるのだろうか。私、実はそこはちょっと懐疑的です、正直申し上げます。あまり筋がよくないかなという気もしています。

習得した技術を御代田町で生かしたいという町民全体の風土づくりですとか、また、企業側の取り組みも必要ではないかと思っております、ここに大きなお金はかけないかもしれないけれども、しっかりとした取り組みをしてまいりたいというのが最近の私の考えでございます。本年発行した「みよたまち企業ガイドブック」の発行も、そういった風土、取り組みの醸成の一助となるのではないかなと考えております。

また、つい最近なんですが、全国治水砂防協会の総会の後に、協会の理事長の大野さんの講演を聞きまして、これまで日本の砂防事業がどのように積み上げてきて、これからどのように向かうべきなのかという非常に壮大なテーマの講義を、長野県の首長全体が聞いたんですが、私も聞かせていただいて、非常にロマンを感じるものがありました。私は、何か国土交通省でこの人の部下になったほうがよかったんじゃないかと思うぐらい、非常に感銘を受けたんです。そういうことが私は大事なんじゃないかなと。そのそれぞれの職業の魅力を正しく伝えていくこと、それが非常に大事ななというふうに思っています。

今年、町政７０周年を記念しまして、今年というか来週からですがけれども、中学２年生の子どもたちのためのキャリア講演会というのを授業の時間を使わせていただきまして、都合２回企画しております。こういった取り組みを空なく続けていくこと、これによって、子どもたちが御代田でも生きていけるなというふうに思っ

てもらうきっかけもあると思いますし、御代田で学んでいることが、決してほかの地域、ほかの都会で学んでいることに引けは取らないんだよってことも、言外に伝えていきたいなというふうに思っているんです。

これはもともと赤田議員に何年か前の一般質問のときに、「14歳の君へ」という講演会をやりたいというお話をさせていただいた記憶がございますが、実はそれの具現化が来週ございます。

そういうことで、お金もちろん大事なんですけど、町が出す少しのお金でやるというよりは、もう少しソフト事業的に子どもたちの行動変容を促していけるような、また、それによって大人も、おじいちゃん、おばあちゃん世代も変わっていくようなそういった取り組みをしていきたいなというふうに思いますので、問題意識としては共通していると思うんですが、方法論が結構違うかなという気がしておりますが、まずは私なり教育委員会、役場、町全体として考えているこの方向性に従ってやっていければなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 小学校の積立てだけではないですよ。給食費のほうも先を見越して、今まで御代田町では積み立ててきてくださったからこそ、今、ちょっと楽になっているかと思います。今後さらに、先ほどおっしゃってありました仕事の中身を本当に正しく伝えるということなんですけれども、そのためにも、ぜひ子どもたちが正しく見る目を養ってもらいたいと思います。

御代田町、特にやりやすい町だと思うんです。小学校二つで中学校一つということもありまして、とてもやりやすい、育ちやすい町ではあるかと思います。なので、先ほどの技術者を目指し進学する町内高校生へ進学支援金の補助の考えはということなんですが、これ、何も奨学金を用意してくれって本当は言いたいんですけど、そんな莫大なお金、ちょっと無理だと思います。なので、大学ツアーでもいいし、何かソフトな面でもいいのでそういったこと、そして、また、現在その大学に通っている子たち、お時間あったら来ていただいてお話ししていただいてもいいですし、大学生活の現実でもいいです。そういったソフト面のほうでも、今後、考えていただければと思います。

ただ、ちょっとあれって思うのが、移住してくる分には補助金、県も国も出して

くれるんですけど、県から旅立っていく、地元から旅立っていく子たちにはあまり補助がないなあって思います。

先ほど、高校就学支援金ってありましたが、あれはやっぱり学費なんです。高校の学費の補助、高校の授業料の補助なので、今まで十何万ぐらいかな、払っていたものの補助に充てるということになります。なので、ちょっと進学という点では性質が違っているかと思いますが、私は、今ここに住んでいる人たちを大切にして、地方創生と地方再生の視点から、御代田の未来がつながる、どんどんつながっていく未来になることを願い、そして、それを目指しながら質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、通告9番、内堀綾子議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。

再開はブザーにてお知らせします。

（午後 3時12分）

（休 憩）

（午後 3時25分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告10番、徳吉正博議員の質問を許可します。

徳吉正博議員。

（10番 徳吉正博君 登壇）

○10番（徳吉正博君） 通告10番、議席番号10番、徳吉正博です。6月定例会最後の質問となります。よろしくお願いをいたします。

それでは、質問に入ります。

御代田町のウェルビーイング教育について、御代田町の大好きな子どもたちのために、心配でもあり未来の希望でもある子どもたち、そんな気持ちから質問をいたします。

南北小中学校ウェルビーイング実践校T O C O—T O Nの指定校として準備を進めているかと思われます。ウェルビーイング教育は、子どもたちが学び方を自由に選ぶなどの先進的な取り組みや自由推進学習やグループ学習、自然環境を生かした学びなど、各学校が実情にあわせての学び方を検討しているかと思います。

また、授業の時間を変えたり、新しいルールを考えたり、学校の仕組みを見直したり、新たな取り組みを考案したりできるとされています。今年度は本格的な実施に向けて準備が進められていると思いますが、南北小学校、中学校は具体的にどのような取り組みや計画についてお答えください。

○議長（内堀喜代志君） 柳澤教育次長。

（教育次長 柳澤俊義君 登壇）

○教育次長（柳澤俊義君） それでは、お答えいたします。

長野県教育委員会では、全ての子どもが「好き」「楽しい」「なぜ」を徹底的に追求できる環境をつくり、自ら学び方を選択して自己実現を目指すウェルビーイング実践校ＴＯＣＯ－ＴＯＮに取り組んでおります。当町におきましても、令和７年度に県から指定を受け準備を進めてまいりました。

主な取り組みといたしましては、北小学校では、１単位時間を４５分から４０分にし、午前５時間制の日課にし、生み出した２０分をマイタイムとして、その時間に学習や探究的な学習を行っております。この仕組みにより、子どもたちが楽しみにする時間と先生が働きやすくなる時間が生まれるよう実践しております。

南小学校では、町内学校で取り組んでおりますポジティブ行動支援のリード校として、「褒めて」「認めて」「励ます」環境づくりに取り組んでいます。こちらも、アメリカをはじめとして世界中で普及し、多くの学校で実践されております。

児童会を中心にクオリティー・オブ・ライフを高めるキャンペーンを展開しています。本年度も５回のキャンペーンの実施期間が設定されています。内容については、みんなが楽しいと思える学校生活を目指して、子どもたちが考えを尊重しながら決めていくことになっております。

中学校では、町の自然、歴史、文化、産業等をコンパクトにまとめたテキスト「みよた学」を基に、地域との関わりを通じて体験的に学び、よりよいまちづくりの観点から中学生模擬議会に臨んでいます。

さらに、新たな取り組みとして、「ちょこトンタイム」を毎週水曜日、午後に実施しております。これにより月１、２回程度ですが、年間１０回ほどの５時間目の後に２５分間の時間を取り、個人探求を行います。テーマは自由で、１２月以降に発表の機会を設ける予定とのことです。

また、定期試験前には「深学（しんがく）タイム」が設定されています。この時

間は、廊下に全ての先生が待機し、生徒が必要に応じて指導や助言を受けることができます。生徒の主体的な学習への取り組みを促す仕組みの一つとなっております。

3校ともそれぞれの取り組みを定着し、継続できるよう努めております。その様子につきましては、隔月で広報やまゆりに掲載していますので、ご覧いただければと思います。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 徳吉正博議員。

○10番（徳吉正博君） ウェルビーイングは幸せな教育だと聞いております。これを機会に、子どもたちが伸び伸びと学校に行きたい、友達に会いたい、そんな学校にしていきたいと願います。私からは、強くたくましく育てほしいと思います。

ここで、町長に一言伺いたしますが、御代田町の子どもたちの将来の希望や思いがあれば、一言お聞かせてください。

○議長（内堀喜代志君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） ちょっと質問のウェルビーイングにどこまで沿った形でお答えできるか分かりませんが、ご指名ですので、一言所感を述べさせていただきます。

先ほどの質問への答弁にもありましたけれども、今回、キャリア教育に関する講演会ということで、授業の時間を使って、二つの時間でそれぞれ別の講師ですけれども、御代田町に関係のある経営者お2人を呼びまして、子どもたちにお話をさせていただくということをやりますし、また、これから来年度以降もできればその企画を継続し、今回どうしてもちょっと時間がなかったものですから、授業の一環で学校の中でただやるということになっているわけですが、そういったことが、「来ていていい話していた」ってことはもう少し多くの方に聞いてもらいたいなって気もしてしまして、親御さんなり、おじいちゃん、おばあちゃん世代の方はもちろん、お子さんの有無に関係なく、多くの方に聞いていただけるようなそんな仕掛けもしていきたいなと思っていますところなんです。

なぜ、この話を、今、例示でしたかといいますと、これまで、私、教育、子育てにすごく力を入れてきたつもりであります。決してよそから来ている人だけにお金をつけているなんてそんな話ではなくて、今いる子どもたち、また、その子どもた

ちを育てる親御さんたち、おじいちゃん、おばあちゃんに報いれるようにというこ  
とで、これまでずっとやってきました。

ここに至って学力がそれなりに、年によって幅がありますけれども、前のような、  
正直申し上げて学力が県内なり全国の平均からも少し遠いこの地域において、この  
地域というのは東信地域ということを行っています、この地域において、子ども  
たちの頑張りによって目覚ましい成果を上げてきたと思っております。

学力は、ただ学力だけがあればいいというのが子どもたちではなくて、やはり、  
今、徳吉議員がおっしゃったように、生きる力と非常に結びつくものであってほし  
いと願っております。

今回のイラン情勢を見るにつけ、じゃあこれから台湾海峡はどうなるんであろう  
とか、日本はどうなっていくんであろうということを考えていかなければなりませ  
んよね。そういった、恐らく私が小学校、中学校、高校と育っていくときには、比  
較的、正直申し上げて安穏な少年時代を過ごさせていただけたなっていう気がする  
んですが、恐らくここからはそうではないんじゃないかなという気がしております。  
かなり厳しい状況であろうと思います。そういった子どもたちに生きる力を身につ  
けてもらいたい。

学校では主にやっぱり学力というふうになりますけれども、ただ、御代田中学ま  
でしかありませんので、では中学校でどういうことをしていくべきか。職業体験も  
非常にいい取り組みだと思うんですが、もう少し広くいろんな大人のこと、大人の  
話を聞いてもらうそういう機会が必要だと確信しておりまして、それは何年か前か  
ら思っていたんですが、やっと実現してきているということでもあります。

そういったことから、私はやはり徳吉議員のお気持ちと一致するところ大であり  
まして、生きる力を育む教育ということが根本になればならないと思いますし、  
そういった方向に向けて、少しでも、ただ確実に歩みを進められるように努力して  
まいりたいと思っているところでございます。

ちょっとご意図と一致したか分かりませんが、私の今考えているところは  
そんなところでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 徳吉正博議員。

○10番（徳吉正博君） 続きまして、南北小学校、中学校の通学路について質問をいた

します。

各学校には通学路が設定されているかと思いますが、その通学路は季節の変化により様々な道路状況が変わります。春には雑木林や民家の垣根が伸びて通学の妨げとなります。夏は、雷雨やスコールにより歩道に水がたまって歩行しづらくもなります。秋には、地蜂や毒性の強いキイロスズメバチなどが通学路近くに巣を作るなどもあり、とても危険です。冬には通路が凍結して滑りやすくなり、転倒のおそれもあります。

また、北小学校児童生徒の通学路では、馬瀬口地区から八ヶ倉地区は国道18号線の交差点に歩道がないため、地下道を通っています。

また、塩野地区から三ツ谷地区への通学する児童生徒は、国道18号線の三ツ谷交差点にも歩道がないため、地下道を利用して通学をしているようです。栄町地区は、しなの鉄道の地下道を利用しています。伍賀地区方面からの広戸地区、豊昇地区、面替地区、一部向原地区の児童生徒は、楓ヶ丘交差点の歩道を横断しています。しかし、この楓ヶ丘交差点の県道には地下道が整備されていますが、利用されている様子がありません。この地下道は、通学道路に指定されているのか教えてください。

○議長（内堀喜代志君） 柳澤教育次長。

（教育次長 柳澤俊義君 登壇）

○教育次長（柳澤俊義君） お答えいたします。

お答えする前に、通学路について簡単にご説明したいと思います。

通学路とは、各学校が児童生徒の通学の安全確保と教育的環境維持のために指定されている道路と定義づけられております。学校保健法に基づくものであって、通学路の指定は各学校が決定するものとされております。

ご質問の向原地区にある地下道は、現在、通学路には指定されておられません。

ここで、この地下道について少し触れておきたいと思います。

この地下道ができた経過を当時の資料や関係者から聞き取りを行いました。北陸新幹線の開通に伴い、県道借宿小諸線を都市計画街路として、拡幅改良工事が行われました。この工事に伴い県道の横断が危険になることや、向原区が新幹線や県道の拡幅で分断されてしまうといったことから、地元からの横断施設に関する要望が出されたことにより設置されたというものでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 徳吉正博議員。

○10番（徳吉正博君） 楓ヶ丘の交差点は、児玉方面から草越方面へは緩やかな下りになっていますが、草越方面から児玉方面は長い下り坂の右カーブとなっており、両方とも楓ヶ丘の交差点はスピードが出やすい危険な交差点となっております。ぜひ、この地下道を児童生徒の通学路に使用できないかお答えください。

○議長（内堀喜代志君） 柳澤教育次長。

（教育次長 柳澤俊義君 登壇）

○教育次長（柳澤俊義君） お答えいたします。

通学路の指定は各学校が決定するものとされておりますが、仮に現在の地下道を通学路とする場合には、例えば遠回りしなければいけなかったり、地下道自体のリスクもあるなど、通学路にするには課題が多いと考えております。

また、現状は、子どもたちは楓ヶ丘の信号を横断して通学しており、集団登校においても地下道は利用されていないという状況でございました。

いずれにしても、地下道を通学路として利用するには、子どもたちをはじめ、地元やPTA、それから学校などと十分に検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 徳吉正博議員。

○10番（徳吉正博君） 環境整備が必要ではないかと確認をいたしました。

四季折々の通学路の点検をお願いしたいと思います。

次に、御代田町の南北小学校、中学校の児童生徒の見守り活動について質問をいたします。

各学校では見守り隊が組織されているかと思いますが、小学校、中学校の各学校の見守り隊員の隊員人数を教えてください。

○議長（内堀喜代志君） 柳澤教育次長。

（教育次長 柳澤俊義君 登壇）

○教育次長（柳澤俊義君） お答えいたします。

見守り隊につきましては、自主的に活動している地域ボランティアの方で構成されていて、児童生徒の登下校時の交通安全と安全確保を目的として活動していただいております。

今年度の登録状況については、北小学校では14名、南小学校では13名の方の登録があり、登下校時の見守りをさせていただいております。

なお、中学校につきましては、北小学校区と南小学校区のかぶっているところから、現在、設置はされておられません。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 徳吉正博議員。

○10番（徳吉正博君） 南小学校で13名、北小学校で14名、確認いたしました。

見守り活動は、南北小学校、中学校の児童見守り隊のほかに、PTA役員の皆さん、佐久警察ボランティアの皆さん、民生・児童委員の皆さん、また、地区老人会の皆さん、また、地元区長をはじめ役員の皆さん、地区住民の皆さんが見守り活動を行っております。とても感謝をしております。

近隣では、軽井沢町では、毎年、登下校の小学生を見守るために、住民の有志でつくる児童見守り隊の出発式を町中央公民館で行われています。町の子どもを守る連絡協議会や軽井沢警察署長、協議会会長でもある町長の出席の下、町長は隊員に対して、雨の日も寒い冬も協力をいただき心強いと激励されています。

御代田町教育委員会では、多くの見守り隊の皆さんにどのような協力要請や支援、激励を行っているのかお答えください。

○議長（内堀喜代志君） 柳澤教育次長。

（教育次長 柳澤俊義君 登壇）

○教育次長（柳澤俊義君） お答えいたします。

見守り隊の皆さんに対しましては、南北小学校では、年度初めに隊員の皆様を学校にお呼びして、全校で出発式を開催しております。また、年度末にも隊員の皆さんに学校にお越しいただき、1年間の感謝の意味を込めて、お礼の会を実施しております。

見守り隊は任意の皆様の集まりであるため、教育委員会からは特段要請や支援を行っておりませんでしたが、今年度から、保健福祉課の地域包括支援系の事業であるずくだすポイント制度を活用し、少しでも見守り隊の活動の支援になればと考え、両小学校に団体登録をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 徳吉正博議員。

○ 10 番（徳吉正博君） 確認いたしました。

災害、犯罪も忘れた頃に起こる、気を緩めることなく活動をお願いいたします。

次に、お墓事情について質問をいたします。

（１）（２）を通して一括で質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

町営上ノ林霊園の現在の現状についてと、価格や区画数、利用者の件数についてお尋ねをいたします。

現在、お墓事情は大きく変化をしています。継承者不足による無縁墓地の増加や遠方でのお墓参りの困難、手入れの負担や少子高齢化に伴う墓じまいなど、お墓を持たない、残された家族に迷惑をかけたくない、生前に墓じまいをしておきたいなどです。

それでは、（１）（２）についてお答えください。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

上ノ林霊園は、第１期工事として、駐車場北側のＡからＣ地区１１４区画を造成し、昭和５２年に使用を開始しました。昭和５６年には全ての区画で使用済みとなりました。その後、当時の世帯増加に伴い、町に対してさらなる公営墓地造成の要請が強く寄せられたことから、平成５年度に駐車場南側Ｄ・Ｅ地区１５８区画を造成し、現在２７２区画となりました。

上ノ林霊園の現在の価格等ですが、永代使用料が１区画７５万円、管理料が年間額２,０００円となります。令和８年５月末現在の利用状況は２７１区画が使用中で、１区画が空き区画となっております。この空き区画につきましては、本年７月１日から１７日まで使用者の募集を行い、７月２３日に抽せん会を実施する予定です。

令和７年度の霊園の利用状況といたしましては、現在、埋蔵されている焼骨を別の墓地や納骨堂に移す改葬はゼロ件、使用者から町に返還された件数は３件、使用者の存在不明、連絡不能案件についてはゼロ件となります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 徳吉正博議員。

○ 10 番（徳吉正博君） ただいまの説明で、昭和 52 年の開設とされています。価格は 75 万円。年間使用料 2,000 円ということですが、これからも核家族や高齢化や未婚化の進行により、ますます増えてくる予想がされます。

先日、上田市で合葬式墓地が開設されました。合葬式墓地は、一つの墓所に複数の遺骨を納めるものです。上田市が永続的に管理する仕組みで、少子高齢化や単身世帯の増加が進む中、墓を持って継承が難しい人のために整備されたようです。

上田市が整備した合葬式墓地は、骨つぼを個別の棚に収める個別埋蔵方式、他の遺骨とともに地下に収納する共同埋蔵方式、二つの納骨方式があるということです。

個別の埋蔵遺骨は、15 年の保管期間満了で共同埋蔵墓地に移行する、使用料も格安と設定されて、申込時に一括費用で定期的な管理費がないと、そして追加費用もないとのことでした。

近隣の小諸市でも、小諸市高峯聖地公園に合葬式聖地が整備されています。

そこで、御代田町にも、町民が安心して大好きな町内で合葬式の墓地で永久に安らかに眠りたい人のために、町営の合葬式墓地の整備ができないか伺います。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

合葬式墓地の整備につきましては、平成 24 年第 4 回及び平成 25 年第 2 回御代田町議会定例会にて、当時の野元議員からご質問をいただいております。

その際、町では、上ノ林霊園以外に墓地用地がないことや、長期振興計画においても予定がされていないことをお伝えし、町民ニーズと動向を踏まえる中で、調査研究してまいりたいとお答えしております。

町では、上ノ林霊園の今後の運営の参考とさせていただくため、令和元年度に上ノ林霊園使用者を対象としたアンケート調査を実施いたしました。その中で、合葬式墓地を希望されるお声も数件ございましたが、需要がまだ限定的でありました。

町内には、公営墓地に限らず、集落墓地、寺院墓地——こちらは宗派を問わない寺院さんもあるようでございますが——等のタイプの違う墓地、霊園があり、それら選択可能な状況でもございます。

徳吉議員のご指摘のとおり、近年の少子高齢化や家族構成の変化といった社会情

勢の変化、また、墓地に対する意識の変化に伴い、全国的に合葬式墓地へのニーズが高まっていることは認識しております。しかし、新規霊園用地の確保も困難であり、また、集落墓地や寺院墓地を利用される町民の方も多く、地域ニーズも多様です。このため、現段階では、町が独自に合葬式墓地を整備することは考えておりません。

町といたしましては、新たに整備を行うのではなく、既存の上ノ林霊園の運営体制を維持しつつ、適切な管理を優先させてまいります。同時に、社会情勢の変化に対応する多様な埋葬形式も視野に入れた柔軟な墓地施策の構築に向けて、引き続き調査研究をしてまいりたいと考えております。ご理解のほどをお願いいたします。

なお、合葬式墓地を希望されるお問合せがあった際には、小諸市等、近隣自治体の合葬式墓地の情報提供を行ってまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 徳吉正博議員。

○10番（徳吉正博君） 引き続き検証をお願いいたします。

最後ですけれども、この御代田町に永久に魂を残したい、そのような人のために提唱して質問を終わりたいと思います。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、通告10番、徳吉正博議員の通告の全てを終了します。

以上をもちまして、一般通告質問の全てを終了します。

これにて本日の議事日程を終了します。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時53分